

令和元年壮瞥町議会第3回定例会を、次のとおり招集する。

令和元年8月23日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和元年9月5日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）教育委員会教育長の任命について
- （2）教育委員会委員の任命について
- （3）専決処分の承認を求めることについて
- （4）壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
- （5）印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- （6）令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）について
- （7）令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- （8）令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- （9）平成30年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
- （10）出資法人の経営状況について

○応招議員（9名）

1 番 菊 地 敏 法 君
3 番 佐 藤 忞 君
5 番 山 本 勲 君
7 番 毛 利 爾 君
9 番 長 内 伸 一 君

2 番 松 本 勉 君
4 番 加 藤 正 志 君
6 番 真 鍋 盛 男 君
8 番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和元年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年9月5日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 総務常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 5 経済常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議案第60号ないし議案第68号及び報告第4号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	
	阿 部 正 一 君

税務会計課長

総 務 課 長	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長	木 下 薫 君
建設課長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君
農委事務局長(兼)	木 下 薫 君
監委事務局長(兼)	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和元年壮瞥町議会第3回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

7番 毛利 爾君 8番 森 太郎君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月12日までの8日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの8日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳
情、要望等、広域連合行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりで
あります。

今期定例会の付議事件は、議案9件、報告1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎総務常任委員会所管事務調査報告

○議長（長内伸一君） 日程第4、総務常任委員会の所管事務調査結果報告を行います。

総務常任委員長から調査結果の報告を求めます。

真鍋総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（真鍋盛男君） 総務常任委員会では、7月24日に所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告します。

調査事項、生活支援ハウスの現状について。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、住民福祉課担当職員より説明を受け、現地を視察し、質疑応答及び意見交換を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、生活支援ハウス制度と現状についての説明を受けた後、現地を視察し、運営の状況や課題等について質疑応答を行い、また今後の見通しやあり方等について意見交換を行い、理解を深めました。

以上で総務常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（長内伸一君） ただいま報告のありました委員会の所管事務調査結果について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて総務常任委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎経済常任委員会所管事務調査報告

○議長（長内伸一君） 日程第5、経済常任委員会の所管事務調査結果報告を行います。

経済常任委員長に調査結果の報告を求めます。

菊地経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（菊地敏法君） 経済常任委員会では、7月22日に所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。

調査事項、観光スポットの現状と今後の取り組みについて。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、経済建設課担当職員より説明を受けながら現地を視察し、質疑応答及び意見交換を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、昭和新山を初めとする町内各観光スポットの現状について現地を視察し、本町における観光の現状や課題等について質疑応答を行い、また今後の壮瞥町の観光のあり方や将来について意見交換を行いました。

以上で経済常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（長内伸一君） ただいま報告のありました委員会の所管事務調査結果について質

疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて経済常任委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和元年第2回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第2回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。7月8日に室蘭地方総合開発期成会として北海道、北海道開発局などに令和2年度の国費等の要望を行いました。本町といたしましては、（仮称）有珠山外環状線の整備に係る町道の道道昇格、国道453号の整備促進、上久保内、幸内地区地すべり対策の推進、道道洞爺湖登別線の整備促進などについて要望を行いました。また、ＪＲ北海道に対し新幹線延伸に伴う当圏域への誘客の取り組み支援や在来線の利便性及び維持確保等について要望を行いました。7月12日に室蘭地方総合開発期成会として羊蹄山麓町村長会議並びに公益社団法人北海道トラック協会と合同で北海道開発局に国道230号の整備について要望を行いました。また、7月23日、24日には、国土交通省北海道局、道路局、財務省等を初め、地元選出国會議員に対し、室蘭地方総合開発期成会として令和2年度の国費等の要望を行い、本町といたしましては国道453号の整備促進などについて要望を行いました。

次に、第5次壮瞥町まちづくり総合計画策定についてご報告申し上げます。本年度は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする第5次壮瞥町まちづくり総合計画の策定年度です。計画の策定に当たり、町民の皆様が現在の壮瞥町をどのように認識し、まちづくりにどのような将来像や要望を持っているかを把握するため、6月に18歳以上の町民の皆様2,169名の約30%、600名を対象にアンケート調査を実施し、232件、38.7%の回収率となりました。アンケートでは、壮瞥町に愛着を感じていますかとの問いに対し、感じている、どちらかといえば感じていると回答した方が67%、今後も住み続けたいですかとの問いに対し、住み続けたい、どちらかといえば住み続けたいと回答した方が65%となっており、今後のまちづくりでどのような対策が重点的に必要だと思いますかの問いに対しては、移住定住の促進、雇用機会の創出、健康、医療、福祉の充実、産業の振興、健全な行財政運営、防災など生活安全の充実が必要であると回答した方が多い結果となりました。また、8月5日から8日間、町内9会場でまちづくり懇談会を開催し、さ

らにご要望のあった2つの自治会においては個別の懇談会を開催し、延べ111名の町民の皆様に出席していただきました。懇談会では、まちづくりや総合計画策定に関するご意見や町政への改善要望などを多数いただいたところであり、アンケートでの意見も含め広報やホームページで紹介するとともに、町内で共有し、今後の計画策定の参考にしていきたいと考えております。今後は、分野別懇談会や講演会の開催、町づくり審議会による審議などを経て、令和2年第1回定例会に議案提案したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、西いぶり広域連合廃棄物処理施設、メルトタワー損害賠償請求訴訟についてご報告申し上げます。この件につきましては、同施設の稼働当初から運営会社との契約額を大きく超える運営費用がかかっており、当初はその超過費用をプラントメーカーが負担していましたが、平成25年度からその負担を拒否してきたため、広域連合がその費用を暫定的に負担することとなり、広域連合ではプラントメーカーにその負担、損害賠償を求めるため、平成26年に提訴していたところです。しかし、広域連合側の訴えは第一審、第二審ともに棄却されたため、最高裁判所への上告を検討いたしましたが、民事訴訟法の上告理由に該当しないとの理由から、上告は難しいとの結論に至り、このたび苦渋の決断ではありましたが、上告を断念することといたしました。本町においても昨年度までに約8,000万円を負担してきたところであり、これら一連の判決については大変遺憾ではありましたが、広域連合としてのこのような結論を出さざるを得なかったことをご理解いただけますようお願い申し上げます。なお、新施設の建設、運営に当たって今回の教訓を生かしてまいる所存ですので、あわせてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、世界ジオパーク再認定審査についてご報告を申し上げます。洞爺湖有珠山ジオパークは、平成29年度にユネスコ世界ジオパーク再認定審査が行われましたが、2年間の条件つき再認定となったことを受け、本年度に再認定審査を受けることとなっております。このたびの再認定審査は、7月26日から28日の3日間の日程で実施され、世界ジオパーク委員会から派遣されたパトリシオ・メロー氏（ブラジル）とヘニング・ツェルマー氏（ドイツ）の2名が1市3町のジオサイトを訪れ、ガイド活動や国内外に向けたジオパーク推進のための各種取り組みを確認、審査しました。29日に行われた審査員講評では、学術専門員の配置など前回指摘を受けた諸課題に対して短期間にもかかわらず適切に対処されていることが高く評価され、火山マイスター制度の活発な交流やジオサイトの保全、PR強化など今後の発展に期待を寄せる数々のご提言もいただいたところです。その結果につきましては、9月のユネスコジオパーク評議委員会で審査され、来年2月ごろに発表される予定となっておりますので、期待を胸にその日を待つとともに、今後も1市3町、関係機関の連携のもと、地域の皆様とともにジオパークを活用した魅力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、令和元年第2回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 令和元年第3回定例会に当たり一般質問いたします。

質問の柱は、第5次壮瞥町行政改革大綱に基づいての第5次壮瞥町行政改革実施計画の取り組みの現況と課題についてであります。

質問の要旨と質問事項について以下述べたいと思います。壮瞥町は、平成29年3月に平成29年度から33年度を期間とする第5次壮瞥町行政改革実施大綱を策定、大綱に基づく第5次壮瞥町行政改革実施計画に取り組んでから2年目を迎えていますが、取り組みの現況と今後どのような取り組み、計画を達成する考えか。また、計画推進上の課題について、以下項目ごとに伺います。

1点目、青少年会館のあり方の検討について伺います。計画では平成30年度、31年度に青少年会館のあり方について検討し、32年度に機能移転の上廃止としているが、ここ1年半の間にどのような検討をしてきたか。

2点目として、車両管理の見直しについて伺います。計画では、車両の更新計画を一元管理し、事務の効率化、維持管理費を削減するとしているが、町有車両の現況について伺います。

3点目、幅広い人材育成の強化について伺います。職員の能力開発、スキルアップの積極的推進について、将来的により少ない人員で効率的な行政運営を行うために人材育成を強化し、個々の職員の能力開発やスキルアップを積極的に推進するとしているが、30年度から実施継続してきた具体的な人材育成の取り組み内容とスキルアップの結果、現段階でどのように評価しているかについて伺います。

4点目、歳出削減に向けた取り組みについて、以下項目別に伺います。最初に、需用費の削減で、職員の経費削減意識の高揚に向けた取り組みについて、具体的な内容と効果について伺います。

歳出削減の2点目として、補助金の削減について伺います。補助金交付については、平成30年度に見直し、31年度に5%削減と具体的に目標数値を挙げ、交付基準の徹底と運用基準の導入などにより全般にわたり見直すとしているが、現段階での取り組み状況と見直しによる効果について伺います。

歳出削減の3点目として、実施計画では第三セクターの見直しを取り上げています。オロフレスキー場の運営について地域住民や関係団体と存続の方向性について平成30年度、31年度に検討し、32年度に判断するとしているが、現段階までの具体的な検討内容について伺います。

歳出削減4点目として、その他委託料の見直しについて伺います。旧庁舎跡地は、現在町有地活用事業委託事業により管理していますが、宅地等に転用するため委託事業を32年度に廃止するとしていますが、現段階での旧庁舎跡地の活用についてどのようになっているか伺います。

歳出削減の5点目で、事務事業の見直しを取り上げています。このことについて伺います。事務事業の見直しとして、町営牧場の見直しで平成30年度、31年度に意見を調整し、32年度に現在の2つの牧場を1カ所に統合するとしていますが、現段階での町営牧場の活用状況と統合に向けての意見調整内容等の進捗状況について伺います。

最後の質問として、第5次壮瞥町行政改革実施計画推進上の課題と課題に向けての取り組みについての考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在第5次行政改革大綱に基づく実施計画を策定してから1年5カ月が経過したところですが、既に完了、終結した事業もある一方で、一部には諸般の事情から作業がおくれているものもあると認識しております。

1点目の青少年会館のあり方の検討につきましては、実施計画の策定段階では農村環境改善センターの改修及び久保内小学校の学校開放事業導入により青少年会館の機能をそれぞれに移転させることを前提として廃止する案になっていました。しかし、その後久保内小学校の休校により状況が大きく変化したため、改めて機能移転案自体を見直す必要があると認識しており、庁内で検討し、方向づけする考えです。

2点目の車両管理の見直しについてですが、重機やバスなどの特殊車両を除いた町有車両は現在20台あり、中には老朽化している車両もあるため、更新時期に合わせて業務上可能なものは軽自動車へ切りかえるなど全庁的な車両購入、維持管理経費の抑制に努めていきたいと考えております。

3点目の幅広い人材育成強化についてですが、近年は全職員を対象としたマナー講習のほか、職員有志による事業、政策研究チームの新設などできる限り職員の積極性を促すことを念頭に置いて取り組みを進めております。また、今後は専門性を高める研修等への参加機会を拡充するとともに、より効果的な手法、制度も研究していく考えで努めていく所存です。

4点目の歳出削減に向けた取り組みのうち需用費の削減につきましては、光熱水費の節約や事務用品のリサイクル使用など日ごろより職員会議等で職員に対し周知徹底し、今後も継続して節約に努めていきたいと考えております。

次に、補助金の削減についてですが、昨年度は各課、総務課において内容の精査を行ったところですが、本年度の当初予算での削減はできていないのが現状であります。今後基準の見直し、運用基準の導入とともに、各団体との調整を行う等取り組みを推進する所存

です。

次に、第三セクターの見直し、オロフレスキー場の運営についてですが、現在オロフレリゾートでは、経費のさらなる削減と利用促進のため新たな誘客や通年を通しての利用拡大に向け取り組まれているものと承知しております。具体的にはインバウンドの誘致、利用団体と協力したイベントの開催、夏場の修学旅行、農家民泊の受け入れなどを中心に取り組むとともに、経費の節減に努め、昨年度に比べ 136 万円削減した指定管理料で本年度の運営を行っていただいております。町といたしましては、こうした経営努力と収支の状況、施設設備の状態を勘案し、利用団体や地域住民の皆様とともに将来のあり方を検討、調整し、総合的な見地から令和 2 年度に方向性を判断する考えであります。

次に、その他の委託料の見直し、旧庁舎跡地、町有地活用事業委託業務についてですが、旧庁舎跡地は実施計画と同時に策定した第 2 期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画の中で宅地や公営住宅建てかえ用地への活用を検討するとしており、その検討作業の進捗に合わせて委託業務を廃止する考えであります。そのため、特に本年度からは委託業務を除草、樹木剪定など最小限に絞り、経費節減を図っておりますが、旧庁舎跡地の活用内容が現段階でまだ具体的に定まっていないため、委託業務の廃止時期がおくれる可能性もあると認識しております。

次に、事務事業の見直し、町営牧場についてですが、立香牧場の活用状況は平成 30 年度の入牧は町外の利用者 1 件で 7 頭の馬を受け入れ、上久保内牧場は町内の利用者 4 件で 33 頭、町外は 3 件 13 頭、計 7 件 46 頭の牛を受け入れております。統合に向けての意見調整につきましては、平成 30 年 5 月 10 日に開催された町営牧場管理運営委員会において平成 32 年度、牧場を 1 つにする案を町側から説明しましたが、出席者から特に意見はなく、本年度の委員会においても同様となっております。今後利用者や団体、受託者の意向を再度確認するとともに、閉鎖後の牧場のあり方や本町の産業振興の観点など具体的な検討を行った中で判断する考えであります。

5 点目の第 5 次行政改革推進上の課題と課題解決に向けての取り組みについてですが、本町はこれまで 4 次にわたる行政改革により財政健全化を図ってきましたが、急速に進む人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化や多様化する住民ニーズなどさまざまな要因により行政需要は増大する一方、地方交付税などの主要な財源は減少傾向が続く厳しい状況であると認識しております。今後も厳しい財政状況が想定される中、基金減のない財政運営を行うためには第 5 次行政改革をより一層推進し、さらなる事務事業の見直しを行い、歳出全般にわたる経費削減に努めるとともに、あらゆる角度から歳入財源の確保に努めていきたいと考えております。そのためには、財政悪化の原因を探り、改善策を検討、実行していくとともに、施策を実行する上で町民の皆様理解してもらう部分も多くありますので、丁寧な説明を行いながら町政運営を進めていく必要があるものと認識しております。また、平成 30 年度の決算額も確定しましたので、今後平成 30 年度分の評価、検証を行い、本年度以降の計画推進に活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう

よろしくお願い申し上げます、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 通告していました質問事項について答弁をいただきましたので、続けて各項目ごとに質問を続けたいと思います。

最初に、青少年会館のあり方についてであります。農村環境改善センターの改修が平成28年度に5,050万円を計上、改修工事を実施しましたが、その目的は青少年会館の廃止を考えての実施と理解しております。この改修工事完成後3年が経過しようとしておりますが、さらに第5次行政改革計画では30年度、31年度に検討し、32年度、すなわち令和2年度に廃止としております。答弁の中に久保内小学校の休校を取り上げておりましたけれども、久保内小学校の休校や地域から宿泊等での地域振興、これはまちづくり懇談会の中で出ていた意見ですけれども、そういう地域振興との要望から機能移転案自体を見直すと考えられるのですけれども、改めて現在の青少年会館の利用、活用状況について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現在の青少年会館の利用状況といたしましては、剣友会さん、剣道の活動をされていらっしゃる団体、それから地元のお子さんを中心にした習字教室、それから自治会であったり、さまざまな地域の方々が会議や打ち合わせ等で青少年会館のほうを活用されているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今のお話を聞いていますと、剣友会にしても、地元の習字にしても、やはり私はそういう活動は青少年会館でなくても改善センターもできるのでないかという考え持つのですけれども、これは現在の利用状況として理解していきたいと思います。

それで、最初の答弁の中で久保内小学校の休校により状況が大きく変化した。それは、青少年会館を閉鎖して、学校開放事業として小学校の体育館を使うということを指していると思うのですけれども、それでよろしいのですね。そういう解釈で。そのことについてまず確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長のほうからご答弁いただいた内容についてですが、平成28から29年度ごろに地域の皆さんと公共施設の検討委員会というのを町が立ち上げて、その中で議論してきた、その結果についてでございます。当時の考えとしては、青少年会館はちょっと老朽化しているので、将来的にはやはり廃止だと。それぞれ今青少年会館を使われている団体を改善センターへ移管していく活用もあれば、一部は久保内小学校で新たに学校開放事業を始めて、そちらのほうに移っていくほうと分かれて、機能を空っぽにしてから青少

年会館は廃止すると、それが骨子でした。その際にネックになっていたのは、剣友会さんなんかについては改善センターのほうで活動できるだろうという話であったのですが、改善センターが一般開放といいましょうか、町外の方も含めて広く開放しております。それで、特に夏場ですとか土日ですとか合宿であったり、そういった利用が結構多く入っています。その際に地域の剣友会であったり、あるいは全館貸し切りでやりますので、地域の会合とかで使えなかったり、そういう障害があるので、その際には久保内小学校のほうの学校開放を使うことで地域の活動と町外でそういった広い利用を共存させるというか、そういう趣旨で話を進めておりました。

ところが、ご存じのとおり久保内小学校さんが休校になって、かつ学校開放事業としては活用できないという状況になったので、それでは当初活用していたという案が今は宙に浮いている状況になっているので、そこを整理をしないとなかなかこの話を進めていけないということで、機能移転案自体の見直し案が必要ではないかと、そのような認識に至っているという状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） その理由づけはわからないわけでもないのですが、剣友会の活動、昔は本当に大勢の皆さんがやっていたけれども、聞くところによると久保内から滝之町のほうに来て一緒に剣道やっているだとか、そういうことも聞いております。単独で週何回剣友会がやっているか私は承知しておりませんが、実際の活動内容は以前から見てぐっと縮小されているのではないかと私は認識しております。

そこで、学校開放を、小学校を学校開放するという考えを持っていたけれども、休校措置となったので、それはできないということですね。そうした場合、この休校措置はずっと続くのではないかな。そうすると、せっかくある施設が管理しながら活用できない遊休施設になってしまう危険性がないかな。そんなことを考えると、私は、上部機関との協議もあるかもしれませんが、何とか立派な小学校の体育館を使える方法を模索していくべきではないかと考えるのですけれども、このことについてどのような考えを持つか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、遊休のまま残していくというのは非常にもったいない話ではあるのですが、その経過については昨年の議会の中でもさまざまな諸条件があって、使いたくても使えない、そういう状況もあるということはご理解をいただいているものと思います。その上で、もしそこが使えないのであればその他の施設なのか、あるいは議員のご意見の中にもあったように利用団体同士、あるいは利用団体の中での再調整ですとか、そういったものも可能性としてはもちろんあるのだと思います。それを具体的に町として議論がまだできている状況ではないので、それらについて地域の皆さんとも協議しながら、でき

るだけ早く方向性は出していきたいと思います。休校、長期に放置しておくという考えではございませんので、できるだけ早い段階で地域の方とは意見交換から話をしていきたいなというふうに担当課としては考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） このことやっていると水かけ論になってしまうので、それはちょっとさておきまして、今後庁内で検討して方向づけとあるので、それを期待するのですけれども、どうですか、青少年会館に入って建物全体、またそれを見ていると思うのですけれども、建物自体は鉄骨構造です。柱などは私はしっかりしていると思うのですけれども、壮瞥町の欠陥としてメンテナンスというか、施設管理が十分に行き届いていないのが壮瞥町の現状だと私思っているのです。といいますのは、長年メンテナンスを実施していないため屋根がさびつき、軒先は腐っている。今後利用していくとしたら、屋根のふきかえ、また屋根の下部というのですか、木部の部分全部取りかえなければ、私は素人ですけれども、難しいのではないかな。それには、また加えて現在の暖房施設、これについてもやはり私は問題があるのでないかな、そんなことを考えると、今後のこの継続には多額の費用投資が必要と考えます。そういう面、こういうことも考えながら、ただ使うということではなく、使うためには最善の条件といいますか、環境を整えてやらなければならないと思います。そういう面で、やはりきちとした今後の管理、また継続した場合にどれだけの修繕といいますか、補修費がかかるか、そんなこともこの財政難の中で考えていただきたいな、そんなことを考えているのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

確かに施設のほうは大分老朽化が進んでおります。ただ、必ずしも管理の仕方の問題だけではなくて、もちろんよりよい管理することにこしたことはないのですが、ただ施設自体が数十年たっておりまして、その老朽化というのはどうしても避けられない部分はきっとあるのだろうというふうに考えております。先ほどでは今後の利用に当たって改修も必要ではというご提案でございましたが、基本的に大規模な改修というのは現段階では考えておりません。逆に言うと、そうなる前にできるだけ早期に先ほど申し上げた方向性というものを出して、そういった余剰のというか、想定していない経費ができるだけ発生しないように、それも念頭に置いて今後地域と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） わかりました。わかったというよりも、そういう形で進めることですね。私は、大規模な改修とは言いませんけれども、現在の状況を見ていると屋根のさ

び、これは本当に進んでいる状況をやはり現地を見て理解して、今後の取り組みを十分考えていただきたいな、そんな要望出しておきたいと思います。

そして、やはりこの施設を廃止したというのは、例えば青少年会館に昨年の10月まで役場出張所がありましたけれども、今9月ですので、来月でちょうど閉鎖してから1年経過するのですけれども、まだ久保内青少年会館、その下に壮瞥町役場久保内出張所と大きなものが掲げられているのです。施設を使用をやめた場合にはやはりきちとした後始末といたしますか、そんなことも必要でないかな。それは、今回、今年度から蟠溪のふれあいセンターしかり、また立香のふれあいセンターしかりです。そういう廃止になったところの整理といたしますか、後始末を私はきちんとやっていただきたいな、そんなことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

車両管理の見直しの答弁をいただきました。スクールバス3台だとか通称呼ばれている災害バス、これは平成20年の噴火のときに復興祈念として発行した切手ですか、その売り上げによって関係町村ですか、そこに寄附された車両だとか、作業に使う重機等、必要車両は理解できますし、これ何台あるかすぐわかるのですけれども、日常的に使用する車両、答弁では20台という答弁をいただきましたが、この20台の維持管理は年間どのくらいかかっているのかな。というのは、予算書では総務費でも見えていますし、観光費でも見えています。また、特別会計でも見えています。そのように分散して計上されている。予算上の性格からこれはいいのですけれども、この20台の車の運用といたしますか、活用にどの程度のお金がかかっているのかな、それをまず私は知りたい。ですから、いろいろと工夫して一元管理だとかいろんな言葉使っておりますけれども、それをぜひ進めて、私は効果的に活用を今後進めていきたいなと、そういう要望しておきたいと思いますけれども、その20台のかかっているといえますか、31年度の予算上全体でどのくらいになっているのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ご質問の件でございますが、31年度の予算ベースでございますけれども、維持管理費としては20台で約800万のお金が予算措置されております。内訳としては、そのうちの燃料費が350万円で、残りの450万円が消耗品であったり、消耗品、修繕、それから車検関係、あるいは重量税、そういったものの経費というふうになってございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ありがとうございます。やはり一般家庭でも自動車を持つとお金がかかる。そして、高齢者になると免許返上だとかということよく言われておりますけれども、20台ある車を今後ともやはり少ない経費で運営していくということに配慮していただきたいと思います。

次に、幅広い人材育成強化について伺いたいと思います。積極的に職員有志による事業

政策チームの、研究チームで取り組んでいるとの答弁がありました。きょう多分この議会はインターネットで放送、見ることもできるし、また傍聴されている方も職員有志による事業だとか政策研究チームの取り組みと言われても言葉ではわかって内容がわかりません。そこで、この機会にやはりこういうことをやっているのだ、そしてその活動の結果こういう成果があったのだということを胸を張って説明していただきたいと思うのです。いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問いただきました先ほど町長のご答弁の中にあった関係でございますが、概要をちょっと説明をいたしますと、きっかけは今回の第5次行革を策定する際に課長職以上の委員で検討委員会、行革の委員会をつくってプランを検討したのですが、それだけではなくて、全庁的にやはり意見を求めていこうと。それを公募もちろんやったのですが、それとは別に逆に若い方、若い職員を中心にみずからの意思で行革に関する提案をしたい、あるいは研究をしたい、そういうやる気のある職員を募ろうということがテーマとして1つありまして、それで集まった職員を中心に有志チームを編成をして、行革の検討に加わっていただきました。行革の委員会、行革自体はもう完成いたしましたので、一度そこでその有志のチームは解散したのですが、せっかくこういった取り組みがスタートしたので、ここで終わらせずに今後も続けていきたいということで、30年度に再度結成、募集をし直して、チームを結成をして、彼らは日常の業務のほかに業務をしながら、かつ自分の担当ではないそういったテーマについてもみずから研究し、会議の場を設けて、そこで2つのテーマの政策提案をまとめています。いずれも移住定住にかかわる話なのですが、1つは世代が若いということもあって、子育て世代の方がこの町に移住するためにどういうことをやっていったらいいかというのが1つ、それからもう一つは町内にある空き家を活用してどのように移住定住を進めていくか、その2つについてお聞きしている限りでは計8回年間の中で会議をして、提案をして、先般理事者のほうにプレゼンをして、政策提案をさせていただいたところです。それを受けまして、非常に大事な意見だと思っておりますので、今後の、これからまさしく町の指針である総合計画を策定する最中でございます。その中にそれらの政策提案も議題として上げて、採用できるかどうかというのはもちろんわかりませんが、彼らの研究成果を無駄にしないように町としてそれらも受け入れて、今後のまちづくりに反映していきたいと思っております。このように職員の研修というか、人材育成に当たっては、どんな組織もそうでしょうが、やはり現場のやる気というか、そこが非常に重要な要素だというふうに思っておりますので、今後もそういった職員の向上心というか、積極性を助長するように、そのようなことを考えながら研修であったり、育成というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ただいまの件について補足の答弁をさせていただきたいと思いますが、若手職員を中心とした政策の研究チームのプレゼンを私この職になりましてから、7月の中旬だったと思いますけれども、約1時間余りにわたって提言を受けたところであり、非常に頼もしく思ったところであって、今ご質問があったようにそれをいい取り組みなので、私自身もちょっと反省しておりますけれども、メディアの皆さんにオープンにするなど聞く、広報をやっぱり充実、住民の皆さんに取り組みを知っていただくということもこれから必要ではないかなと思っていたところでありますので、こうした取り組みも含めてどんどん、どんどんメディアの皆さんですとか広報を通じて取り組みを周知というのでしょうか、図っていききたいと、このように思っておりますので、あわせてご承知いただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そのようにやはり若い職員の方、ちょっと気になるのはやる気のある職員なんて言葉使われると、何人それにやる気があるといって手を挙げたのか、本当はその人数を聞きたいところですが、それは聞きません。やはりやる気のある職員という言葉でなくて、ちょっとそこは対外的に言うときにはもう少し考えた表現であったほうが私はいいいのでないかな、そんなことを考えるのですけれども、そこでもう一つ、そのようにやる気のある職員、私はこれ大切だと思うのです。ですから、私は幅広い人材育成の中に次のことをつけ加えていただきたいなと日ごろ考えております。

近年、このごろ町民の皆さんが町職員の皆さんを見る目が厳しくなっております。厳しいものがあります。日常的に勤務としての研修など、これは職員として当然なことですが、つい先日私はこの一般質問に絡んでいろいろと町民の方々の意見を聞きたいなということでちょっと何人かにお会いした中で、こんな言葉が出てきたのです。それは何かというと、町職員で自治会に入っていない人がいるという言葉でした。私は耳を疑ったのです。そこで、その自治会長さんのところへ行ってみたら、いや、その人は自治会に入っていますよと。地域では知らない人、間違った認識をしていることです。そこで、自治会長さんの言う言葉には、自治会には入っているが、自治会活動には一切参加していただけないのだと。年々会員戸数の減少と高齢化の進行する中で、役場職員の皆さんは60歳前ですよね。若い世代です。そういう若い世代の方にやはり地域活動に参加してほしいなと、そういう要望が上がっておりました。自治会を構成する各世帯の方々はいろんな職業についておりますけれども、その職業を乗り越えての自治会活動、そして住みよい地域づくりに参加しているのです。ですから、最初に申し上げたように町民の皆さんが町職員を見ている目は厳しいものがあります。そういう面で、私は地域の皆さんから枕言葉に役場の職員がということをやひなくしていきたいなと、そんな気がしてなりません。このような役場の職員がという枕言葉のつくような会話が町民の皆さんの日常的な会話の中からはひ消していきたいなと。そのためにはやはり一人一人の認識といいますか、一人一人の考えに

よるのですけれども、その点も十分考えていただきたいと思うのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

ご質問のとおり、地域活動はまちづくりで一番大切にしていかなければならないというご意見はまさしくごもっともなことで認識をしております。本件につきましては、さまざまな機会を通して職員の皆さんには意識啓発を行っているところであります。現に自治会長や自治会役員を務めたり、また特定非営利団体の非営利活動法人や消防団として活躍をしたり、職員のそういった意味では参加、そういったことの社会参加というのでしょうか、意識は高い方が多いのではないかなと、そのような私は認識をしているところであります。今ご指摘のあったとおり、町民の皆さんが職員を見る目は厳しいと、こういうことでありますけれども、それは町職員に対する町民の皆さんの期待が大きいと、そういうことであらうかなと理解をし、積極的に地域活動に参加、参画する職員がこれからもふえていくように継続して意識啓発を行って、このようなご指摘、ご意見がないような形になることが望ましいと思っておりますので、努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今答弁にありましたように、町職員の皆さんが、女性の方が消防団に入るだとか、男性の方も入っておりますし、議員の方も9名中3名ですか、33%の方がそういう地域活動に参加しているけれども、日常的な身近なところの活動、地域の一個人としての活動に私は今後期待したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次に、歳出削減についての取り組みについて伺いたいと思っております。答弁の中に職員会議等で職員に対して周知徹底して取り組んでいますよと、そういう言葉をいただいておりますけれども、やはりこのごろ何でも値上がりです。10月1日からははがきも上がるし、郵便料も上がる。年賀状についてはすごい値上がりです。お年玉つきの年賀状は、結構高い値段のことが新聞に出ていたような気がします。そのように今は全て値上がりの時代です。そういう中で、やはり需用費の削減というのは大切なことでないかな。その一例として申し上げたいのですけれども、例えば会議の案内。私もいろんな仕事させていただいておりますので、会議の案内いただきます。A4の紙に印刷して、文面としては2分の1ぐらいしかないところです。それをA4の長形、細長い封筒に3つ折りにして入れて郵送されます。私は、はがきであれば現在62円、そのような形であれば封筒であれば82円、またたった2枚くらいのA4の印刷した紙、用紙、それをA4の大きな封筒に入れて届けられることがたびたびあります。あのA4の封筒1枚の印刷費、どのぐらいかかっているのですか。皆さんが想像以上にかかっていると思うのです。そういう面、小さなところから私は考え、取り組むことが必要でないかな、そんなことを考えているのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか。どなたでもよろしいです。考えをお聞かせ願いた

いと思います。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

需用費の削減の関係ですけれども、まず消耗品につきましてですが、具体的にはファイルですとか封筒の再利用、それから両面コピーをすることでコピー用紙の節約をしているところでもございます。また、先ほどもありましたけれども、以前も議員のほうから封書ではなくはがきで済むものはがきを使用して出すようにというご指摘がありましたので、その辺も今後また職員のほうに周知して、徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

また、需用費の中で割合が多いのが修繕料と光熱費が大きいものとなっておりますので、その辺につきまして平成30年度の決算では修繕料が36%で、光熱水費が32%ほどとなっております。修繕料は年度によってやる修繕によっては1,000万単位で変わってきますので、できるだけ計画的に平準化していきたいと考えておりますし、光熱水費につきましても冷暖房の温度設定などに留意して節約に努めて、需用費全体の削減に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで、言葉としての表現としては本当に優しいのですけれども、取り組んで一番難しいのがやはり補助金でないかと思うのです。そこで、具体的に第5次計画では補助金の見直しを30年度に行い、31年度、すなわち本年度補助金を5%削減だとか、たしか翌年は10%という数字見たような気がするのですけれども、そのように具体的な数字を掲げながら何か30年度に内容の精査しました。しかし、31年度は取り組めませんでした。やはり取り組めないりの理由があるのでないかと思うのですけれども、もしも内容精査して取り組めなかった理由があれば聞かせていただきたいし、答弁の中にさらに今後基準の見直し、私はこの基準の見直しが一番大切でないかなと考えているのです。そういう面で、今後という言葉使っておりますけれども、今後というのは何年度を指しているのか。この5カ年計画の34年度という、来年は32年度ですので、ほんのわずかしが時間が残っておりません。そういう面で今後というのは何を指し、何年度を目標にしてこういう表現をしたか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

補助金の関係ですけれども、補助金のうち各種団体への補助金につきましては昨年度各課から申請書類など提出してもらいまして、補助金の交付内容などについて検証してきましたけれども、やはり団体によってこれまで長い間町からの補助金で運営している団体もありますし、補助金が減ったり、なくなったりすると活動に支障を来す団体もありますので、慎重に進めてきたところございまして、なかなか予算にも結びつけ切れていないところでもございます。各種団体への補助金につきましては、そのような見直しが進んでいない状況ですけれども、各課での事業の見直しですとか予算査定の際には削減している補助金もありまして、例えば社協の居宅支援事業所の廃止ですとか、あと街路灯の運営補助金、あとは農業関係の制度的な補助金なども削減しているところでありまして、平成 31 年度の当初予算では平成 29 年度との比較で約 13% ぐらいの削減をしているところであります。また、いつごろまでに、今後というのはいつかということですが、団体の補助金につきましては、先ほども答弁したとおり活動に支障を来す団体もありますので、慎重に進めていきたいと考えておりまして、平成 33 年度の当初予算までには反映できるように取り組んでいければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） やはり 33 年度、いいのですけれども、この実施計画見ると何年度、何年度と書いてあるのです。ですから、私はせっかくそういうことを提案するまでに庁内でいろいろと検討された結果、こういう方向で進みたいということで実施計画が出てきたものと理解しておりますので、絵に描いた餅に終わらないようにやはり考えていただきたいなという気がしてなりません。

次に、第三セクターについて簡単に質問したいと思います。第 5 次計画が示された。それは、何か具体的に廃止というような言葉もあったのではないかと思いますけれども、その計画、公表されたときに私は学校へ行って、学校長とちょっとうるさい案、計画あるのだけれどもどうでしょうかと聞きました。そうすると、そういう話が、一番利用しているのは学校でないかと思うのです、スキー場。それが学校には一切話がなかったので、困惑していたのが今でも思い出されます。ですから、やはり私はスキー場は町が努力して、今第三セクターをお願いしておりますけれども、近い将来大規模な機械の取りかえなどに相当のお金がかかると思います。その至るまでは大工事、修繕に至るまでは私は続けていただきたいなと。そのためには、日ごろからのメンテナンスですか、よく気を配って機械など長もちするような方法を考えながら取り組んでいただきたいなということ、要望です。そういうことを要望しておきたいと思います。

そこで、最後といいますか、最後に、いろいろあるのですけれども、町営牧場の統合の件、ここに飛びたいと思います。壮瞥町では、現在 2 つの町営牧場を持っております。胆振管内でも町営牧場を持っている町村が 7 市町ですか、あります。そして、立香牧場は昭

和 44 年と 45 年に造成されて、たしか 2 年後ですから、47 年ごろから肉牛でなくて乳牛を中心にして受け入れていたようです。また、上立香の牧場にしても、これも 49 年の 6 月から供用開始したと記録が残っております。最初のころはどちらの牧場も搾乳牛、それを入れていたように記録が残っておりますし、その昭和 47 年の牛の飼育頭数見ますと 230 頭いたのです。そして、45 年になると乳牛は 303 頭で肉牛が 44 頭、そしてその後町は一生懸命肉牛の導入を事業として取り組んできたものですから、どんどん、どんどんふえていきました。そして、一番のピークは平成 19 年度に飼育戸数は 50 戸あったそうです。そして、そのとき 50 戸あったのだけれども、牛乳を搾乳する牛はゼロです。そして、肉牛は 843 頭いた。これは町史で調べたのですけれども、そのようにどんどん、どんどん肉牛が振興されていったけれども、先ほどの答弁にあったように現在の入牧数ですか、それは本当に当時と比べると、最初のころと比べると激減しているのではないかと。そして、そのうち例えば立香牧場には 7 頭の馬ですか、これは伊達市の農家の方が依頼されている。なぜ伊達市がそのような形で農家の方が壮瞥の牧場に入れたいかという、伊達市にも東関内に牧場がありますけれども、その規則、設置要項ですか、それを読んでみますと乳牛と肉牛しか受け入れないのです。そういう関係で多分この 7 頭の馬が立香のあの広々とした牧場に放牧されている現状。それから、上立香牧場ですか、そこに私実際に足を運んで……上久保内ですか。ごめんなさい。上久保内の牧場に行ってみました。遠くの方に牛が放牧されておりましたし、答弁のように昔と比べると少ない現状。それはお互いに理解しておかなければならないことだと思いますけれども、そこでお聞きしたいのは平成 30 年 5 月に町営牧場管理運営委員会を開催して、具体的な内容、閉鎖、2 つの牧場を 1 つにするというようなことを提案したけれども、一つも意見はなかったという答弁をいただきましたけれども、この町営運営管理委員会の構成メンバー、名前は必要ありません。役職名でやっていると思いますので、構成メンバーと開催したときにそのメンバーの方は何名出席したか。そして、設置者の町がその会議、委員会にどのような内容で説明していたのか。ただ単に統合しますからだけか、また統合したときにこういうことの問題点があるとか、またこのようなことを解決しなければ統合できないとか、そういう基礎的な資料といえますか、それはどのような形で提示したか、このことについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

町営牧場管理運営委員会の開催についてでありますけれども、この委員会は毎年町営牧場の利用時期などを決定するために開催するもので、その構成員は畜産農家、とうや湖農協、共済組合等 8 名から成っております。平成 30 年 5 月の開催においては、このうち 6 名の方の出席をいただいたところでございます。この会議では、町から特に具体的な資料等の提示はしませんでした、牧場の今後のあり方も行政改革の一つとして検討事項になっており、将来的に牧場を 1 つにする案があることを口頭で説明を行ったところ、この件に関しては出席した方々より特に質問や意見はございませんでしたというところです。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 特に問題がないだとか、よい質問がないだとかただ閉鎖すればいいということじゃなくて、やはり閉鎖に伴ってその後閉鎖になった施設をどうするか、私はそこまで考えてやらなければ、幾ら財政難といってもちょっと片手落ちになる結果になるのでないかな、そんなこと考えるのですけれども、副町長なんか農政についていろいろと知識を持っているというものですから、できればそういう事例がほかにあったというのがあれば紹介してほしいし、なければ閉鎖後どのような形でいくのがいいのか、もしも考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 町営牧場を統合した場合の課題や統合後の取り扱いについてのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、立香と上久保内にある2つの牧場を1つに統合した場合の課題でございますが、統合後に牧場として利用されるところが今まで以上に畜産農家の皆様に利用され、本町の畜産振興に寄与されるように畜産農家の皆様はもとより、関係団体等の皆様と十分まず議論していくこと、それからさらに今議員のお話にもございましたように、統合により閉鎖となる牧場につきましては、当該牧場が広大な土地がありますので、耕作放棄地とならないようその跡地の利用について効果的な活用方法を議論し、方向づけをすることが重要な課題であると、こういうふうに認識しております。また、統合後の取り扱いにつきましては、畜産農家の皆様や関係機関、団体の皆様と再編後の公共牧場のあり方ですとか、それから閉鎖後の牧場の利活用について、例えば畜産の方々が牧草利用されるような方向も含めまして、今の段階では結論は議論しないと出ませんけれども、そういうことについて十分な時間をかけて協議、調整をして、将来にわたって畜産農家の労働負担の軽減ですとか飼料基盤の確保、そういった機能と役割を果たすように本町の畜産振興の観点からしっかりと議論してまいりたいなと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） やはり今副町長が言われたようなこと必要でないかな。ただ閉鎖すればいいということじゃなくて、閉鎖した後、今言葉をかりると壮瞥町の畜産振興をどうすべきか、どう持っていくかということをしきりと方向づけを持って行って、やはり関係者と話し合いを十分されて、予定では31年度に協議して、32年度に統合したいなんて、これできるかどうか私は疑問ですけれども、そういう考えを持っているものですから、その方向にぜひ向かってほしい。ただ単に行政改革計画にあるからでなくて、根本になるものをきちっと見きわめた上で担当者の方も頑張っていたきたいなと、そんな気がしてなりません。

最後にしたいと思います。今まで実は私45分の持ち時間があるから、45分になるよう

に文章全部まとめてきたのですけれども、なかなかそのようにいなくて、もう時間もあと 10 分という表示がされましたので、最後に私の、今まで答弁いただいたことを考えながらちょっと述べてみたいと思います。第 4 次にわたる行政改革で実施できない事項を第 5 次に引き継いできたのではないかな。そして、それを道筋を立てて、何年度にはどういうことに取り組んで、そして目標の何年にはそれを完成とは言いませんけれども、その目標を達成したいというようなのがこの計画だと理解しておりますけれども、今までの答弁を聞いている限りにおいては、全部とは言いませんけれども、何か絵に描いた餅に終わりそうな気がしてならないのです。まだ 3 年あります。2 年経過して、まだ 3 年ありますので、ぜひその目標に向かって努力していただきたいなと、そんな気がしてなりません。

以上、いろいろと答弁作成にご協力いただいた職員の皆さんだとかに感謝申し上げながら、そういうことを最後に申し上げて終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 答弁よろしいですか。

〔「いや、もしあれば」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 多様な観点から実施計画に関しまして進捗の状況につきまして質問を今いただいたところであり、またご提言、ご要望といいますか、ご提案をいただいたと認識しております。いただいた意見を十分今回の質疑を踏まえながら慎重に取り進めてまいりたいというふうに思っておりますし、数年後に振り返ったときに絵に描いた餅ではなかったと、このようなことが言えるような推進体制をとって、毎年毎年研修をしながら実施をしていきたいと思っておりますので、またご指導を賜りますようよろしくお願いをし、答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 続いて、2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 私は、まちづくり総合計画策定の進め方について質問いたします。

質問要旨を読み上げたいと思います。今年度は今後 10 年間のまちづくりの指針であり、本町の最上位計画となる第 5 次まちづくり総合計画を策定することとなっており、策定体制や策定スケジュール等が示されております。既に町民抽出アンケート調査や地区別のまちづくり懇談会も行われておりますが、計画策定に向けた今後の進め方及び取り組む姿勢について町長の考えをお伺いします。

1 つ目は、さきの第 4 次まちづくり総合計画、平成 22 年度から 31 年度の評価、検証として総合計画に示されていた必要な施策や事業計画の中で達成、進捗状況が高く評価できるもの、ある程度評価できるもの、または評価できないもの、見直すべきものなどがあればお伺いしたい。

2 点目は、町民抽出アンケートや地区別懇談会を通じて町民からの要望や期待として浮上、顕在化した総合計画に求められる町の将来像や行政のあり方、必要とされる施策、行政サービス等があれば伺いたいと思います。

3 点目、第 4 次計画策定と同様に今回も策定体制として示されている町民による町づくり審議会、役場内の課長職による計画策定委員会、係長以下によるプロジェクトチーム、それぞれの設置目的と期待する役割をお伺いしたいと思います。

4 点目、町長は財政収支バランスの改善が急務であると訴え、第 5 次行政改革の推進に加えて、より客観性と実効性のある事務事業評価の制度導入等を図り、徹底した歳出削減に全庁的に取り組む姿勢を示されております。さらに、日常業務に加え、精緻な事務事業の検証評価事務があり、職員にとりましては、そして加えて総合計画策定に向けた各種作業が加わることで事務量がふえ、職員の負担増につながって、ひいては総合計画策定体制や策定スケジュールに影響を及ぼすことはないのか。

以上についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2 番、松本議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目の第 4 次総合計画の評価につきましては、基本構想に数値目標が設定されているものの中からご説明いたします。まず、平成 32 年度、令和 2 年度の国勢調査人口を 3,000 人と目標設定しておりますが、平成 27 年度の国勢調査は 2,929 人であり、目標達成は難しい状況です。人口減対策は、今後も最重点で取り組む必要があるものと認識しております。

次に、目標年度を平成 31 年度としている観光客入り込み数の目標、年間 200 万人につきましては平成 27 年度以降達成しており、また農業産出額の目標、年 15 億円は平成 29 年度に達成している状況ですが、観光地としての町並み再生や深刻な担い手不足への対応、経営基盤の強化などが課題となっていると認識しております。

また、4 つの施策の柱により推進された主なものと今後の課題を紹介しますと、1 つ目の柱、豊かな暮らしのまちづくりでは地域固有の資源である雪合戦やジオパークの取り組みを継続して支援、推進するとともに、起業化や中小企業経営基盤強化支援に取り組みましたが、農業と観光の振興や企業、人材誘致に努めるなど産業振興策を検討し、さらに推進する必要があると認識しております。

2 つ目の柱、健やかな暮らしのまちづくりでは、医療費助成対象の拡大や保育サービスの充実、防災行政無線のデジタル化などに取り組みましたが、子育て支援の充実強化や実践的な避難計画の策定、自主防災組織率の向上など安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があると認識しております。

3 つ目の柱、快適な暮らしのまちづくりでは、国道、道道の整備が促進され、またコミュニティタクシーの運行や子育て応援住宅整備などに取り組みましたが、公住等の整備、旧庁舎跡や空き家、空き地の活用とともに、近年人口減が著しい地域においても各地域の特性を生かす施策を検討し、推進する必要があると認識しております。

4 つ目の柱、地域を支える人づくりでは、高校の魅力化、児童生徒数の激減による中学校の統合、小学校の休校、持ち家住宅取得や空き家整理補助の創設などに取り組みましたが、今後は教育施設の再編、活用、フィンランド研修の方向づけ、高校やスポーツを核と

した地域創生を検討し、推進する必要があると認識しております。

こうした施策の推進には健全な財政運営が必要です。第4次計画の初年度、平成22年度末の基金残高は21億円であったものが平成30年度には17億8,000万円と3億2,000万円減少しており、近隣の多くの自治体でこの期間基金減のない中、厳しい運営となっております。また、町民アンケートでは町財政や事業などについて76%が知らない、余り知らないと答えており、10年前のアンケートよりも7ポイント増加し、一方町民の声を行政に反映していると思いますかについてはそう思う、どちらかといえばそう思うが48%と、これは10年前より5ポイント減少しております。基金減のない財政運営、広報広聴機能の充実等による町民の皆様とともにある町政運営を基本として、これまでの取り組みと評価、課題を第5次総合計画策定の視点として整理し、策定作業を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目のアンケートや懇談会を通じて求められる将来像や施策等についてですが、アンケートでは移住定住の促進、雇用機会の創出、医療、福祉の充実、産業振興、健全な行財政運営、防災の充実などが多かったと認識しております。また、懇談会の参加者からは人口減対策として各地域のバランスのとれた振興策や観光再生、産業の振興に向けた施策の展開を期待する声や壮瞥町の持つすばらしい自然、景観、温泉や雪合戦、ユネスコジオパークなど他地域にない資源を持つ優位性を生かし、活性化につなげるべきなど建設的な意見をいただきました。こうした意見に加え、今後開催する分野別懇談会のご意見なども参考にして、第5次まちづくり総合計画に必要な施策を位置づけていく所存です。

次に、3点目の審議会や委員会、プロジェクトチームの設置目的と期待する役割についてですが、町づくり審議会は町民で組織し、設置するもので、町の現状と課題を明確にし、まちづくりに必要な意見を出し合い、審議していただく組織です。役場内の課長職による計画策定委員会は計画の基本方針の協議、各種調査、分析、基本構想案、基本計画案など専門的な知見から検討する役割を担い、係長以下によるプロジェクトチームは計画策定に係る素案の策定のために設置するもので、総合計画策定に必要な調査研究及び資料の収集に関する事務を担う役割となっております。それぞれの組織がまちづくりの歩みを理解し、町民意向を踏まえ主体的、積極的な意見交換のもとで実効性のある計画づくりが推進されることを期待するところです。

次に、4点目の精緻な事務事業の検証作業が職員の負担増となり、策定スケジュールに影響を及ぼさないかについてですが、本年度は第5次総合計画や諸計画の策定年度でもあり、業務量はふえると承知しておりますが、さきにも申し上げましたとおり毎年基金を取り崩して収支バランスをとっている財政運営の改善は最優先課題と考えております。私自身職員出身であり、これまでの経験を最大限生かし、効率的で実効性のある方法で実施し、総合計画策定のスケジュールに影響を及ぼすことがないよう進める所存ですので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 一般質問の提出後にまちづくり懇談会も開催されまして、私も出席をいたしました。その後、議会の全員協議会の場でも同様の資料をいただきながら詳細な説明を受けております。その中で第4次のまちづくり総合計画の評価、分析と申しますか、達成した事項、あるいは未達成な部分などが、諸課題が記載されておりました。それに加えて、第5次、次の視点として4つの柱に分けた施策の展開を示されております。そんなことで今回の一般質問の答弁の何%か、何十%かは既にいただいたということで内部の詳細については省略をして、計画策定の過程や進め方について絞って質問を続けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、議会議員になりまして、平成7年ですけれども、その後平成12年、平成22年度のまちづくり総合計画の策定を見据えた一般質問、議論をした記憶がございます。しております。その中で視点と申しますか、みずから考えて気になったことが本来まちづくり総合計画、製本化されて、たしか全戸に配布されているわけでありますから、町の進む方向を示すべきいわばまちづくり推進の指針、道しるべとなるべきであろうはずが、自分も住民でありますけれども、いささか住民の関心が薄いのではないかということ、それから行政にとっても10年に1度、言い方は失礼かもしれませんが、イベントに終わってしまって、策定の義務感が先行して、その事業が策定した段階で終わっているような感覚を持たざるを得ない、そんなことを感じたものですから、策定過程での住民の声をどのように反映させる仕組みづくりが必要なのではないか、反映させる仕組みづくりの必要性、それから行政と住民の協働作業、いわゆる協力して働くという協働作業、これが重要ではないのか。それから、策定後の継続的な検証とか評価、見直しの作業、これも住民、行政の協働で進めていく。そのことが、血の通ったという言い方は失礼だけれども、より住民の関心を持ったまちづくり総合計画、まちづくり推進の道しるべになるのではないかと質問させてもらったわけであります。また同じことを田鍋町長にお伺いしたいと思っておりまして、まず最初にこの総合計画策定の大きな意義、目的、そしてその重要性を、一般質問の答弁ではございますが、私どもの背景にいる住民全体に対してそのメッセージをいただければと思うのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 壮瞥町は、今第4次総合計画の最終年度に当たりますけれども、昭和55年、1980年に第1次の総合計画がつくられ、10年単位で約40年間にわたりその計画を柱にしながらまちづくりが進められてきたと私なりに承知、振り返っております。10年後の将来を見据えながら、将来像を見据えながらキャッチフレーズをつくり、そして5年単位の基本計画をつくるという構成で第3次総合計画から推進してきたものと承知をしておりますが、まちづくりの最上位の計画になる大切な計画をこれから限られた期間ですけれども、作成していくということで、町民の皆様の意見、将来像などを最大限お聞きした中で精査し、全部ができるわけではないと思っておりますが、方向づけをしていく大

切なものであるということで、これから期間も限られて、期間というか、限られた期間になるかもしれませんが、町民の皆様、団体の皆様のご意見を拝聴する機会を設けていく所存でございますので、よりよいものをつくり、そして5年後、10年後に向けてそれを実効性あるものとしていきたいと、このようなことで作成をしていきたいと思っておりますので、町民の皆さんにはぜひ関心を持っていただいて、参画をしていただきたいというのが1点です。

そして、先ほど議員のおっしゃっていた反映させ、協働していくということとこれを推進する体制の中でつくってしまっていてそれで終わりということにならないようにということも非常に大切なことであると思っております、そのような検証していくスタイル、PDCAサイクルをどのように構築していくか、その辺につきましても庁内で議論をしながら、今までも第3次以降さまざまな取り組みをしてきたと思っておりますが、職員数の減少ですとか効率性が求められることだと思っておりますので、そのありようについて今後策定の作業とあわせて検討していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 続けて質問を行います。

新聞記事をネタにして発言するのも恐縮でございますけれども、ただ室蘭民報だったと思いますけれども、町長と職員の研修でよろしいのでしょうか、過日まちづくりの歩みをテーマで行われたと。その記事しか読んでおりませんけれども、町長による職員対象の講演、意見交換等を行い、第5次まちづくり総合計画策定に向けてまちづくりの歴史をみずからの視点で振り返り云々、必要な施策を考えた。非常にいい企画だったのではないかと、推察ですけれども、思いますし、策定していく職員に対して強い町長のメッセージでもあるのではないかとこのように思って、新聞記事を読みました。そんなことで、過去2回と言いましたが、策定過程を私も見てきて、別に傍観者で批判だけしているわけでもないのですが、どうもやはり計画策定過程の評価、検証そのものの、策定過程そのものの評価、検証がいま一つ足りなかったのではないかとしばしば感じておまして、新たな工夫や仕組みづくりというのはやはり鋭意企画と申しますか、議論、試みるべきではないのかと。そういった意味では、先ほどの町長が主催された職員向けの講演というのも、あるいは意見交換というのも重要なのだろうというふうに推察しますが、もう一つ、分野別懇談会というのが第3次では行われたのですけれども、第4次ではなかったと思っておりますが、これにどのような思いを込めて進めていくのかということもお伺いしたかった。

それから、答弁の中にもございました。今回住民アンケートの結果でもいわゆる町の財政状況含めた事業内容に関して余りよく知らないという意見が70%超えでしたでしょうか、そういったものが内在していると、町内に。それを背景にしてでしょうけれども、町長も就任のときに指摘をされておりましたが、町民と行政との意識の乖離、不信感、不安、

あるいは将来展望が見えないという悲壮な声を聞いたと、悲観的な声を聞いたというふうなことを話してございます。そういったものに応える意味でも一つの試金石となるのではないかと、この制作過程が。そういった意味で協働のまちづくりを見据えた思いを再度お伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

まず、最初にありました職員会議という形で、まちづくりの40年間の歴史を、私も採用していただいてから37年と半年になろうとしておりますけれども、そういう意味では第1次の計画から振り返る体験をしている人間として、職員の皆さんとともに、大切な節目の年でありますので、第1次総合計画の策定年から歩んできた町政の流れというものを、これは私の見方であり、数値的な客観的なデータとやってきた事象を振り返る形でしたけれども、共通の認識にある程度立って、40年の歩みを、その前もありますけれども、40年の歩みというものを理解した上で、策定に当たって職員の皆さんに理解してほしいという考えから実施をしたものであります。そのようなことで、具体的実効性のある施策を財政の裏づけのもとで職員の皆さんの参画意識のもとで作成していきたいという思いから開催したものであるとご理解をいただければと思っております。

それと、分野別の懇談会を10月の末に予定しております、第3次のときには7分野設定させていただいたのですが、今回は時間的というよりもより効率的に行いたいということもあって、町として主催するのは4分野というふうに10月の末から11月にかけて実施を予定しております。そのほかにも各団体の皆さんから要請がありましたら、町が設定するもの以外でも町理事者が出席しない中でも担当と事務的な方々とのやりとりですとか、そういうような双方向性にしていくことも検討していきたいというふうに思っているところであります。大切なのは、そうしていただいた意見をどのように計画に盛り込んだか、精神が盛り込まれているか、こういったことを丁寧に町民の皆さんだとかに説明をしていく、そういう作業をすることによって協働意識が芽生えてくるのではないかと。適切、できる限り情報提供に努めながら、先ほどもちょっと答弁の中で言い忘れましたけれども、いただいた町民アンケートの結果ですとか、まちづくり懇談会の結果、議事概要的なものはどんどん、どんどん、広報では一部になりますけれども、ホームページの中では情報発信、提供させていただいて、双方向にしていけるようなことを考えていきたいというふうに思っております。というようなことで作業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 試金石の部分が、いいのですけれども、協働のまちづくりの試金石になって、それがご指摘のあった住民と行政の意識の乖離とか不信感等を埋めていくことにつながらないか、そういう視点での進め方があっていいのではないかという質問させてもらいましたが、続けて質問いたしますが、次にと申しますか、昼の部最後か

もしもかもしれませんが、過去、先ほど言いましたように、議員になったときに平成2年の、あれは第2次の総合計画だったと思うのですけれども、B4判で結構カラー刷りがあって、写真も豊富で、いわゆる総花的という言葉よく行政で使いますけれども、全般にわたった大ざっぱな、表現は適切かどうか分かりませんが、コメントも短く大ざっぱにまとめてあった。その10年後、平成12年は、重点プロジェクトは記載がありまして、全体の施策を系統、体系立ててまとめてあって、エンパワープロジェクト、たしか田鍋町長もそのとき担当係長か何かで汗をかいたのではないかと思います、エンパワーということあのとき初めて拝聴いたしましたけれども、力づけをすると、力を与えていくというふうに理解しましたけれども、そういったものが記載されていたわけでありまして。中にも体系づけられて、A4判の厚いものに変ったのでありますが、がという言い方も変ですが、平成12年にスタートするわけですが、11年度の末前後に配布になるわけですが、平成12年3月にご承知のように有珠山噴火があります。噴火で行政、住民の関心もそうですが、まずは被災支援、被災地の支援、被災者支援、その後の復興、復旧対策、それに全ての注目や関心がいくわけでありまして。行政も住民もです。有珠山噴火復興計画がその数年後に練り上げられていくのですけれども、そういったせっかくの計画がなかなかその先に、議論の場が上がってこなかったと。噴火が全盛する、これもそういった時代や社会の背景としてやむを得ないのだろうと、そういう宿命なのだろうというふうに思っています。評論家みたいなことしゃべっていますが、平成22年、これ第4次でいいのですか、同じA4判ですが、白黒で薄くて、非常に正直な感想は無味乾燥的な短い表現で、余り、寂しいなという感じがあったわけですが、これはなぜかといえば、平成17年、18年で起こった合併協議だと思っております。合併協議があって、合併そのものを断念して、自主自立の道を歩むというふうなことを判断して、その際に住民の方も巻き込んで、三十数名のたしか大世帯でありますけれども、審議会なり委員会をつくって、最終的に行財政運営プランを策定していくのです。これは、本当にみずからの道をみずから律していこうということで、財政的な数字も現状のままだと進めていった場合、財政を見直しを健全化を図る。その数年前に行革もやっているのでありますが、さらに加えてやっていこうというような説明があって、それがまず行財政運営プランがありきなものですから、けれども10年に1度の総合計画も必要だというような背景があったと認識しております。実は今背景が似ているのではないかと、R元年と申しますか、この時期が。町長自身が執行方針でも触れられておりましたけれども、まず基金を取り崩さない財政運営、現在が基金を取り崩している厳しい状況にあるということを踏まえれば、十数年前の合併をしないことを決め、自主自立の道を歩もうとした時代背景に非常に似ているというふうに思うわけでありまして、その厳しい財政状況をいかに乗り越えていくのか、いかに対応していくかということを今度の総合計画にどのように織り込んでいくのかと、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君）　ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

す。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 休憩前の質問にご答弁をさせていただく前に、松本議員さんの最初、冒頭の私の答弁の中で平成 27 年度の国勢調査人口を 2,929 人とご説明申し上げましたが、正しくは 2,922 人でありますので、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

先ほどの松本議員から第 2 次の新まちづくり総合計画からまちづくりの流れを振り返ってコメントをいただいた、質問をいただいたと思っております。せっかくの機会ですので、この 40 年間のまちづくりを簡単に振り返らせていただきたいと思いますと思っておりますが、第 1 次の総合計画は昭和 55 年から平成元年度までです。この 10 年間は、そうべつ温泉病院、プライムそうべつ、三恵病院が立地し、三恵病院が仲洞爺へ移転をした時代であったと思っております。昭和 52 年、53 年の有珠山噴火の後に有珠山ロープウエーが昭和 57 年に再開し、昭和 59 年には昭和新山の駐車場に財団の管理が始まり、胆振線が昭和 61 年に廃止され、学校統合が立香小学校、蟠溪小中学校で平成元年 3 月をもって統合になったと。企業立地はしたものの、一時期人口が久保内、仲洞爺地区はふえておりますけれども、国鉄、学校統合でこの 10 年間で 4 %の人口減があったと思っております。その間オロフレトンネルが開通したり、町の花が決定されたり、雪合戦もこの時期始まった時期だったというふうに承知をしております。

先ほどありました第 2 次新まちづくり総合計画につきましては、平成 2 年から平成 11 年の期間でありました。このころは、バブル景気、そしてバブル崩壊後の景気対策で各地域に配慮した施設整備が推進され、ご承知のとおりゆーあいの家、横綱北の湖記念館、壮瞥町郷土史料館、ふれあいセンター、改善センター、各地域に団地、そして壮瞥小学校と、壮瞥小学校は元年度ですけれども、久保内小学校、そして集落排水事業について各地域で供用が開始された時期であったと思っております。そして、この間国道昇格もあり、ケミヤルヴィとの友好都市の調印、そして中学生派遣、雪合戦の交流も始まった時期だったと思っております。

第 3 次の総合計画につきましては、平成 12 年度からであり、初年度に有珠山が噴火したということであります。重点プロジェクトの精神については、復興計画並びに住宅市街整備方針などに引き継がれ、後の火山との共生ですとかエコミュージアム、滝之町まちづくり交付金事業に引き継がれ、全ての基本は総合計画にあったものと私は認識をしております。有珠山噴火の復興やサミット効果でこの時期役場も含めてですけれども、基盤整備が進んで、また独自の農業振興対策事業も推進されたことであったと思っております。一方

で、小泉内閣のときに三位一体改革が進められ、地方財政の縮減、合併協議を余儀なくされ、言葉がいいかどうかわかりませんが、余儀なくされ、全国的に合併協議が推進された時期であって、壮瞥町につきましては皆さんご承知のとおり平成 16 年の 12 月に協議を停止し、その後に約半年間をかけて行財政運営プランが平成 17 年 9 月に策定されております。この行財政運営プランは、縮減される交付税への対応といったことを名目にして経費の削減とともに、平成 17 年度を初年度としていたことから、平成 12 年度を初年度とする第 3 次のまちづくり総合計画の後期の基本計画という位置づけのもとで役場、交流センター、道の駅、消防、そしてほくと団地など道路整備も含めて約 28 億円の整備が行われ、財政計画とともに行財政運営プランの基本計画の中に位置づけられ、推進されたと承知しております。

長くなりましたけれども、松本議員がご質問されたとおり財政状況の改善を図り、持続可能な地域としていくためやるべき仕事を有利な財源を確保しながら推進することも今必要とされております。厳しい財政の中ですけれども、まさに行財政運営プランを策定したときと似ているのではないかということについては共感するところが多いところであります。第 5 次計画の 5 年間の基本計画部分については、事業を精選し、やるべきことはやっていく。そのために体力のある行財政運営にしていくための基本的な計画をつくっていくべきかなと、このように思っております。第 4 次計画の評価と策定の視点をもとに事業の精選を行いながら実効性のある施策、事業を位置づけるべきと私は考え、職員の皆さん、そして町民の皆さんと協議、検討を図り進めていく、それが第 5 次総合計画かなと思っておりまして、それを基本に推進していきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） ご高説といいますか、長い歴史を振り返った話は結構なのでございますけれども、なるべく答弁は簡潔に。一番後段の部分だけで結構だったわけでありませうけれども、いわゆる行財政運営プラン、これが時代を、社会、経済的状况を、合併をやめたというところを背景にして、行政も住民も汗をかいて、あすに向かった道しるべをつくっていたという行程についての評価は同様に必要だったと。そういった視点が過去にはあったし、そういういわば住民と行政の協働作業という意味では私は評価すべきことではないかと。状況は厳しいわけでありませうけれども、そんな思いで質問して、そういった答弁いただきましたけれども、この次の 5 次計画が同様な形になるかどうかは別であります。確認したかったことは財政に関することの将来見通しとか改善型の将来見通しとか、それをどのような形で住民につまびらかに町民に対する道しるべとして示していくのかというところだったわけでありませうけれども、具体については再質問することは必要ないと思いますけれども、その思いだけは共通認識として理解できましたので、先に進めたいと思います。

次に、また今回答弁の中にございましたが、第5次計画の4つの柱が示されていて、その中に空き家、空き地活用とともに、近年人口減が著しい地域において地域の特性を生かす施策の検討、推進が必要であると。それから、アンケート調査や住民懇談会での状況として、人口減対策として各地域のバランスのとれた振興策や産業振興策を期待する声があった。ついでに6月の一般質問で加藤議員の質問に対して、地域の特性を生かすまちづくりとして住民市街地整備方針を生かした振興策をロードマップを策定して順次取り組む所存であるというような考えを示されております。そういった振興策という表現にはいろいろなことが入っておりますけれども、地域の特性を生かして、地域全体にそういった振興策を展開していくということをどのような形で、どんな形で、具体的な表現は別ですが、この総合計画に織り込んでいくのだろうかということがまず聞きたいところでありました。

ついでに言うておきますが、この答弁にもございました。平成12年度版、22年度版でも各地区の必要施策として地区別の整備、いわゆる生活基盤整備の必要性は訴えてあるのです。生活基盤整備ということが示されていまして、生活基盤としての各地域のバランスのとれた振興といたしますか、整備というのは理解できるのですが、産業振興含めたバランスのとれた振興策というのが私はちょっと疑問というよりもどういうことなのだろうという疑義といたしますか、持っているので、あわせてお伺いしたいということであります。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、1点目に入る前に、第4次総合計画の評価として第5次計画への視点としてお示し、ご説明をさせていただいております4つの柱については、これ第4次計画の柱でございまして、ご承知だと思いますけれども、このままいくということではなくて、また今柱立ても担当も含めて考えているところであるということでご承知いただければというふうに思っております。

それと、地域の特性を生かすまちづくりについてでありますけれども、1990年、平成2年の国勢調査の人口と直近の2015年、平成27年の25年間の人口を比較しますと、全体で4,123名であったものが2,922名と1,201名、約30%、25年間で人口が減少しております。このうち滝之町地区については約20%の減少、久保内地区については24%の減少、蟠溪地区、東湖畔地区については50%以上、人口が半減しております。立香地区も40%減少しております、壮瞥温泉、昭和新山地区については29%減っております。また、2005年、平成17年と2015年、直近の人口を比較しますと全体で10%、9.6%でございしますが、10%減っております。滝之町地区は6%の減、久保内地区は15%の減、蟠溪、幸内、弁景地区についてはこの10年間で40%減になっていると。東湖畔、仲洞爺地区は65.7%減……失礼しました。蟠溪、幸内、弁景地区は40%、東湖畔、仲洞爺地区は34%、立香地区は23%減、壮瞥温泉、昭和新山地区につきましては18%減、このように数字を今申し述べさせていただきましたけれども、この10年間で約10%減少しておりますけれども、滝之町は6%ですけれども、それ以外の地域は15から多いところでは40%減少しているとい

うのが現状であります。ですから、こういった現状からまちづくり交付金事業については滝之町に集中投資していたということもありますけれども、滝之町地域以外の皆さんの危機感是非常に大きいということはこれは共有していかなければいけないのではないかと、このように思い、厳しい財政状況ではありますけれども、滝之町も含めて各地域でバランスのとれた地域の特性を生かすまちづくりについて検討していく、そして推進すべき事業については精選をして位置づけていくことが必要なのではないかなということ、地域の特性を生かすまちづくりというふうにキーワードを位置づけて、今検討を開始しているところでありますので、ご理解をいただければと思っていますところで。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 人口減に対する危機意識は、同様にそのとおりだと同意いたします。共感もいたします。それはわかるのでありますが、別に反論しているわけではないのです。人口減、地域の疲弊を施策と連動して、バランスのとれた振興策を検討することは当然必要なのかもしれませんけれども、それがあのだと。ないことがだめなのだというような、極端な話ではありますが、そうなることを危惧する。ちょっと伝えづらいかもしれませんが、これまた新聞記事で恐縮ですが、職員を対象とした講演で町長はまちづくり交付金事業で、今答弁あったとおりでございますけれども、滝之町への集中投資が行われた後、第4次計画で各地域の特性を生かしたまちづくりが必要とされたが、結果的に中心部への投資が継続した、そういうことをお話ししてあります。それは、言葉を返すと集中的な投資が継続した滝之町以外の顕著な人口減につながったというふうな、うがってもないけれども、そういう見解にもとれると。それが直接なのかということを指摘したいわけでありまして、別に批判しているのではないのです。物の見方ですから。各地域の特性を生かした振興策が、それあればやっているのでしょうけれども、そう簡単にあるものではない。否定しているわけではないのです。そう思ってしゃべっています。なおかつ、ご承知のことだと思いますが、行財政運営プランがあって、その後自主自立の道を歩もうとしてまちづくり交付金事業を生かした町並み整備が行われました。それは、限られた資本を投下して、町の顔となる役場庁舎、それから公民館、そして緊急対応の消防を含めた情報館、それにつながるアクセス道路、そういったもろもろのことを整備していったと。おのずとそこにはお金も入っていますし、ただそれはこの先自主自立で合併をしないことによる、さらに厳しくなると想像できる財政を見据えた先行投資であったというふうに理解していますし、それはそうだったのでないでしょうか。何が言いたいかといいますと、今の財政厳しいと言われていました。当時も厳しかった。厳しい、その将来予想があった。その中でいわゆる選択と集中をしたわけです、ご承知のように。コストの分散投資から選択と集中、これは経営用語ですけども、これは別に経営学にかかわらず行財政運営でも同じことが言えるのではないかと、そういった意味のいわば正しい判断の正しい集中と選択であったと私は思うのですが、ただその反面ひずみのようにほかが疲弊していったという

ような直接的な関連性のある表現していないかもしれませんが、そういうふうに捉えてしまったのだけれども、それが逆に町内に浸透していくことを私は危惧すると、こんな考えでいるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほど申し上げていた点につきましては、やはり数値的なデータを見るとそのような傾向にあって、政策と密接に関連しているのではないかという考え方を持っているということでご理解をいただければというふうに思っております。

それと、先ほど答弁が長くなって申しわけなかったのですけれども、第4次までの計画を振り返らせていただいたところでありますけれども、第4次の計画の中には滝之町の基盤整備、滝之町とは言っていませんけれども、基盤整備が進んだ第3次計画、第4次は各地域のまちづくりを位置づけをしていきたいということが位置づけとしてあるわけなあります。そのようなことを踏まえた中でもありますし、なぜそういうことが位置づけられたか。当時私総務課長を務めておりましたので、まちづくりの町政懇談会を毎年各地域で開催させていただいたところにほぼ毎年出席をさせていただいておりました、事務局として。その際にまちづくり交付金事業が集中しているという、まちづくり交付金事業についてもその当時各地域で、大きな事業でしたから、役場の建てかえもありますし、説明をさせていただいた中で、滝之町以外の地域で開催したときにそれが終わったら、何か言ったらおかしいですけれども、地域の特性を生かしたまちづくりを期待する声はその当時からあって、第4次の計画ではそれを位置づけていたということをまずご理解いただきたいと思います。そうした背景があって、そして人口のデータを見ると、やはり集中投資をしていたところの人口減が少なかったのではないかと。それお手元に配付しておりませんが、統計の調査で、先ほど口頭で申し上げましたとおりの結果というか、それはたまたまどういう関連かというのはもっと細かい分析をしなければいけないと思いますけれども、40年間の歴史を振り返って、6つの地域に分かれて、先ほどいろんな投資をしたことご披露、説明を申し上げましたけれども、そうしたことが、そして民間の企業立地があったところは人口減に歯どめがかかっているという如実な結果がありまして、やっぱりそういうことを意識をしながらやったほうが、これからのまちづくりの計画を策定するに当たって意識して計画づくりが必要ではないかというメッセージでありまして、今同じようなこと基本として答弁をさせていただいているつもりですが、このようなことで、これから位置づけがどのようにできるかというのは限られた財源でございますので、集中と選択という言葉もありましたけれども、そうしたことも踏まえながら、一方でこうしたことを各地域のコミュニティーをどう維持していけるのかということも今考えなければならぬ時期なのかなと、このように思っており、そうしたことを基本に据えながら策定作業が進められていけばいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 議論が別にかみ合っていないとか、違う方向いつているわけではないのですが、見方もあるし、表現の仕方もあると思っています。否定するものでもないし。ただ、直接か間接的か、手法の投下がそのまま直接各地域のバランスを欠いた発展になったとか、人口減に直接つながったというようなことを解釈するのは、それが浸透することを危惧するということでありまして、当然地域の特性を生かした地域振興策や、基盤整備は別です。生活基盤整備については第4次計画ではバランスを欠いていますよね。道路もそうだし、生活設備もそうですよね。ただ、地域の振興、例えば蟠溪地区の温泉を使って、市街地整備方針でしたか、これ山中さんの時代だったと思いますけれども、病院もありますから、医療と豊富な温泉を生かしたような、何という表現かわかりませんが、そういう施設の誘致があってもいいなんていうことは、そういうことを描くこと、絵を描くことは当然理解しますけれども、それを具現化するのとはまた別な話として、そういった協議や検討するのは結構なことではありますが、結果的にそうならない現状をただ役場のそのときの時代の経営といいますか、行政運営の仕方、それが原因だというような、僕自治会長になってから連合自治会の総会出席させてもらって、ずっと耳にする言葉が似たような表現で、町は何もしてくれないという。端的でわかりやすいけれども、どこを指しているのか。多分つながっているのは、今お話があったような地域振興策が全くないではないか。ただ、結果的にそうかもしれませんけれども、それが全て行政の責任なのだというようなことをああいう場所で聞くのは非常に僕は嫌だと。確かに痛みとか現状を理解しないという話ではないのだけれども、当然そういったことになるような、例えば企業誘致もそうですけれども、当然努力をする、汗をかく、そういったことも示しながら理解してもらいべきなのではないか。済みません。批判ではないです。反対でも言っています。そういうことが欠けているのがどうも言葉の端々で行政批判につながったり、先ほど町長も就任のときおっしゃった行政と住民の意識の乖離というのもどうも目に見えて感じたものですから、それにつながりかねないことを危惧したと、僭越ながら感じた。

話戻しますが、そういうことで今度の計画の柱もまだこれからという話でありましたけれども、まず個人的な考えを言いますと先ほど言ったような行政財政運営プランの策定をした過程の評価から見て、その状況が似ている現状を考えますと、財政についてやっぱり深く切り込んだ見方と将来像を示された上で、限られた財源の中で優先順位を決めて事業を進めていくというようなスタイルにさせていただいて、しかもそれを住民と一緒に協働の中で議論して行っていくっていただきたいと。そんな中身にさせていただきたいという中身の議論はこれでやめますが、よろしく願いたい。

次に、時間も限られておりますから、進めますが、ちょっと視点を変えまして、確定後の継続した総合計画の進捗状況の管理みたいなことを聞きたいと思っていますが、私が言うまでもなく地方自治法が平成23年でしたか、改正になった。そのことで総合まちづくり計画、基本計画までを各自治体はつくらなくてもよくなった。地方自治体で決められていたから、つくっていたのです、10年ごとに。でも、23年の地方自治法でそれは自治体に任

せるとなったけれども、ほとんどの自治体が多分つくっている。だから、うちもそうですけれども、条例をつくって、つくりますよとしたのですが、それを否定するものでもないのだけれども、冒頭で言ったように 10 年に 1 度やらざるを得ないという義務感からつくっていた節もある総合計画、これがそれぞれの自治体の自主的判断でいいのだと法が変わって、やはり実効性というのか、住民との距離感というのか、そういうものを大切にして、より近いといいますか、町民に身近なまちづくり計画にしていこうとそれぞれの町も思っているのではないかと推察するわけであります。そんな中で、先ほども言いましたけれども、町の進むべき道しるべとか羅針盤として町民に浸透させるためには当然住民との議論やアンケートも必要ですけれども、もっと継続的で、目的がまちづくり計画の策定なのでありますけれども、その過程を大切にするような仕組みが必要ではないか。長くなっていますけれども、例えば僕も新聞記事でしか知りませんけれども、伊達市では 28 年か 29 年度から、何という名称でしたか。忘れましたけれども、まちづくりワークショップ的なことで市の職員と市民の方々がいろんなグループに分かれて定期的な会合を設けているのです。それを最後はまちづくり計画に反映させようという仕組みがあるようなのであります。要は数年かけてそういったことを地道にやっている姿勢は買うべきなのではないか。翻って、私どもの今現状は町政も変わったということもありますし、今計画を変える年度にあるということもありまして、選挙もありましたので、本当に期間が限られていると。全員協議会の中では、担当課長さんは 12 月で議決もらえると 3 月まで、余裕は 3 カ月あるのでほぼ一緒だと言いますけれども、どうもやはり目に見えて思うのは先にゴールありきと。そのゴールありきの議論の中ではおのずと限られていくのではないか。後半言ったように、別に伊達の中身を知らないでしゃべっていますが、ある程度の時間をかけた住民と行政の議論の場、意見交換の場というものが実は大きな意義があるのではないか。そういった意味で、策定過程を重視すると答弁いただいていますけれども、いろんな仕組みがないのかなというふうに感じますけれども、いかがなのでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、最初にいただいた考え方について危惧される面もあるということについてでございますけれども、十分その辺は留意しながら、そのようなことにならないように認識の共有というのでしょうか、情報の共有を図りながら必要な情報提供と双方向になるようなことに努めながら、留意しながら進めていきたいと、このように思っているところでありますので、よろしく願いできればと思っております。

あと、策定の過程とその後についてというご質問だったというふうに思いますけれども、さまざまなご意見、参画をいただく方式があらうかと思っておりますが、基本的には現段階で考えておりますのは第 3 次、第 4 次の参画をいただいたスタイルを基本に据えながら進めているのが現状であり、それは皆さんご理解いただけているところかなと思っております。新たな工夫につきましては、今後策定過程の中でこの後の参画をしていただくあり方につきましても検討していければいいのかなというふうに思っているところであり、そ

の辺はもう少しお時間をいただければというふうに思っているところであります。

それと、十分、10年間を見据えた計画でありますので、よりよいというか、実効性のあるものを、基本構想については10年後の将来を見据えて、最近は10年後も将来でなくなっているかもしれませんが、5年間の計画についてはより具体的、財政計画を伴ったものを作成していきたいと、このように思っているところでありますので、それを検証する仕組みについては今後検討し、またご相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ほぼほぼ理解いたしますけれども、言いたかったのは、先ほど言いたかったことはまずゴールありきの議論にはおのずと限界があるのではないかということで、いわばゴールを払ったぐらいのものが、時によってはそういうことがまずあってもいいのかなという気がしておりますが、財政状況が厳しいことの共通認識は役場庁内全員の方が、そして我々議会も共通認識として持っていると思います。よって、財政担当部署にかかわらず、役場全庁的に歳出削減とか収支改善につながる実際のふだんの事務事業全般にわたって精緻な検証作業と申しますか、それが恐らく既にされているのだろうと、そう推察しております。そんなことをしながらも片方で総合計画の策定作業、これも担当課だけではなくて、いわゆる守備範囲の全庁的なこともやっていたらいいのだろうと、これも推察いたします。そういうことが重なって、もう一つ、壮瞥町総合戦略というものもございますよね。地方創生から始まった数字的なKPIという数字目標を立てて、その達成をPDCAサイクルを使って見直していきましょう。実利的で、それで交付金をいただくためという言い方表現ありますが、ちょっと問題あるかもしれませんが、そういったより実効性と申しますか、事業実施に対する自己評価と検証と見直しという作業含んだ実施計画、こういったものとも重なって、先ほど、表現変ですけれども、山中町長が合併から自主自立の道を歩むときに、あれは行政執行方針の中でおっしゃった言葉がキーワードになって、僕らも使わせていましたけれども、あれもこれもからあれかこれかだと、厳しい財政状況では。従来の総花的なこれもあれもそれも、皆さんに等しく地域全体にという話ではなくて、やっぱり先ほどの選択と集中ではないですけれども、あれかこれかの時代ではないかという意味では、町の現状の計画についてもそういった配慮が、考察が必要だろうという観点で思いますと、実は各種計画、今言っただけではなくて、それぞれ保健福祉の計画があったり、子育て支援の計画があったり、あとは中期社会教育の計画があったり、種々の計画がある、保健福祉計画も。それも担当課は見直しながら進めながらチェックをしているのだろうと推察します。そういうことをやっていくと、本当に計画があれもこれもになっていて、あれかこれかではなくて、優先順位がつけかえているのではないかというようなことはただ見ていると感じてしまうのです。錯綜していて、どれが優先するのか。ただ、今度の総合計画は最重点計画ですとは聞きますが、作業面だとか中身とか、

とりわけ地域総合戦略とは非常に錯綜しているのではないかというふうに推察するのですけれども、そういったものがないのかと。それが行政の事務負担にもつながったり、ひいては策定過程にエネルギーが減少して、当初思ったほどにならなかった、成果が出ないとか、そんなことにつながらないかという危惧をしているわけなのです。その上で思うのですけれども、この際整理をして、まずは財政の、町長も就任されてすぐおっしゃった第5次の行政改革の推進にさらに実効性のある精緻された事務事業の見直しを全般に行うということの財政改革、行財政運営改革、改善はまず最優先で、それに臨みながら次に総合計画にそれを織り込んでいくような作業。もしかしたら来年の3月までにはできないかもしれないという、先に言うのも変ですが、ゴールありきではなくて、そういったことを着実に進めていくというような姿勢を示されるほうがむしろ住民には説得力があるのではないかと、あるいは我々そうですけれども、着実にステップを踏むことで実効性のある、あるいはより町民に身近な浸透したような町の道しるべになっていくのではないかと、そんなことを余り制約ないので、考えて発言していますが、こんな考えはどうお答えになりますか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） より実効性というか、住民の皆さんにとって自分たちのものという計画にしていこうためにより慎重に時間をかけてという、慎重にという言葉がいいかわかりませんが、時間、ゴールを取っ払ってでもそのようなより質の高い計画づくりの考えはないかというお尋ねだと思いますけれども、やはり年度年度の区切りというものもあったり、その期間内に限られて、限られた期間内によりものを仕上げていくということも1つかなというふうに思っておりますので、計画に位置づけたもの実施していくということ考えた場合に計画づくりはきちっと年度内に行い、そして次の年からかかれるものはかかっていくというように、そのようにしたほうが私はいいのではないかなと、このように思いますけれども、来年度からということになるわけですが、そうした考え方をもとに進めていけばいいかなというふうに思っているところです。

それと、総合戦略の第2期についても本年度策定しなければならないですとか、第8次の社会教育の中期計画をつくる年度でもありまして、それぞれが計画と密接に連携する形で検討すればより計画に基づくものができるという、そういういい面もあるのかなと思っておりますので、そうした考え方をもとに今後進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 先ほど言ったとおり、地方自治法が改正になって、決して義務で策定する必要はないのであります。ただ、条例をつくりましたので、当然条例に従って作成していくわけですが、それは自己責任でありますから、期限にとられることもないのではないかと。延びることを前提にしゃべってはいませんが、逆に言うとゴールが先にありきの議論はいかがなものかと。もっと充実した議論が継続してしたいのだという姿勢につながらないかということで指摘だけはさせてもらおうと思います。例えば

悪いかもしれませんが、合併協議、私も合併協議会に参加しておりましたし、ずっと議論継続しておりました。ただ、合併協議がなくなり、自主自立、自分たちの町は自分たちのことしか今度関心なくなるわけでありますけれども、合併したときの姿勢や合併したときこうなる、あるいはこうすべきだという議論がぴたっとやんでしまう。それは、合併した、合併協議の相手もそうでしょうけれども、では必要なかったのかなという。何のための協議だったのだろうかという、実はせっかく議論していたのがすぽっと穴があいたような感じに陥った記憶がございまして、要は計画のための計画、協議のための協議だったのかなというふうなことをみずからの足元を見て感じたわけでありました。先ほど言ったように、総合計画は最上位計画であります、いろんな分野の計画が錯綜している。似たようなところもいっぱいあるのではないかと。それが町長答弁のようにうまく体系づけて、まとまればそれは理想かもしれませんが、どうも行政的な理想論に聞こえて仕方がないというのを勝手な立場で言わせてもらいますが、であるならばまずは第1ステップで一番重視されている行財政のきちんとした見直しと検証と、そして改善を進めていくということを前面に出して、そういったこと進めながらということで、そして一方でまちづくり総合計画を、先ほど言ったように、将来のこの町の羅針盤、道しるべとなるようなものにするために充実した議論を継続していくのだという姿勢をお示しになることがひいては住民に対していわゆる本気度、あるいはまちづくりに対する思いというものが伝わっていくのではないかとという勝手な想像をしていることでありまして、別にそうしろと言っているわけでありませんが、そんな思いで発言をさせてもらいました。コメントがあればお願いします。

これ最後になりますが、当然町長がトップリーダーとしてこのまちづくり計画策定作業にかかわっていくわけでありますけれども、私も自治会単位のまちづくり懇談会、出席させてもらいました。担当職員が本当に汗をかいて、わかりやすい大きな声でまとめた資料を一生懸命説明いただきました、わかりやすく。そういったことも含めて、プロジェクトチームとか策定委員会でこの業務にかかわっていく職員の皆さんが実はこの作業を通して大いに実践的な研修、表現失礼かもしれませんが、それをされているのだろうなという実感があるのだと思うのです。その延長線上とは言いませんけれども、似たような感性で、先ほど佐藤議員とのやりとりであったでしょうか、職員のやる気という表現は別としても自主的な組織で提言までつなげた。そういったものをぜひというか、大切にしたいと思うし、実践的な研修、表現適切でないかもしれませんが、職員にとって。それをできれば住民との協議の中で行っていただいて、策定計画もそうですけれども、まちづくりそのものに反映できるようなものに継続していただければと思います。この策定計画に携わるトップリーダーとして役場庁内、職員に対しても、また住民に対してもメッセージを最後にいただければと思っております。

以上で質問終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君）　さまざまなご意見ありがとうございました。質問もありがとうございました。総合計画の策定年度についてでございますけれども、可能な限り当初スケジュールのとおりに進めていきたいという思いは変わらないところでありますので、その中でより質の高いものができていくようにということでご理解をいただければなと思っております。といいますのは、選挙が終わった後に総合計画の策定ということではなくて、今年度中に策定することは何年も前から決まっていたことでもあり、そういう節目はやっぱり大事にしていくべきではないかなと、このように私自身は思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いしたいと思っております。

それと、合併協議の話がありましたけれども、合併協議の議論も穴のあいたようなという表現もありましたけれども、基本的には協議を行ってみて、さまざまな数値データ、推計、将来予測、そしてまちづくり、新市の計画につきましても当時のそれぞれの役所が懸案となる5年後、10年後予定されている事業を出し合って、そうした中で財政シミュレーションをして、最終的にそういう客観的な状況と住民の皆さんがどのように思われるかという、そういう議論をしたという意味では僕はすごく意義があったものだというふうに思っております。あの議論があって、そして実質合併協議を停止すると、実質離脱をしたわけでございますけれども、その後に自立の道を選び、行財政運営プランをつくって推進をしてきたということで、その議論があって、ベースがあって、現在の壮瞥町があるのではないかなというふうに僕自身は思っておりますし、意義のあったものだというふうにも思っており、それは共感いただけるのではないかなと、このように思っているところであります。そうした経験を生かしながら、経験って私の経験以外に皆さんの経験を生かしながら行財政をしっかり運営していけるようなプランを見出していきたいと、このように思っております。

そして、最後になりますけれども、総合計画というのは実効性のある、そして総合計画に位置づけた、基本計画に位置づけたものについては着実に実行していくのだと、こういうような位置づけを持って、基本構想については大きな計画で、基本計画については精選した計画というふうにしていきたいと思っておりますし、策定過程で若い職員、策定にかかわる全て、策定にかかわらない職員にとってもこうした機会に議論、町の将来を考えていただくということが大切だと思っておりますし、全ての業務処理については我々としては人材育成をしていくと、次にバトンをつないでいくという、そういうような視点を大事にしながらじ取り役を担っていききたいなと、こんな思いでもありますので、そうした観点からいきますとこのまちづくり総合計画の策定というのは町の将来をみんなで考えるいい機会だと思っておりますので、職員に限らず町民の皆さんとともによりよい計画をつくり、実効性のあるもので実行していく、このような計画をつくってまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんにもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 続いて、5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 私のほうからは、オロフレスキー場、夏季の観光についてを質問いたします。

先日経済常任委員会の所管事務調査で「壮瞥町の観光スポットの現状と今後の取り組み」と題し、町内観光スポットの視察を行いました。その中でオロフレほっとピアザ、オロフレスキー場のことについて質問をいたします。オロフレほっとピアザは、農業、スポーツ、文化交流の拠点として、またスキー場の休憩施設や個人、家族での宿泊はもちろん、サークルでの宿泊や和室での会議、ホールでのコンサート、ミニイベント等、四季を通してさまざまな用途で利用できるようになっておりますが、夏季の利用状況についてお伺いします。また、ホームページでキャンプ場としての利用も宣伝しており、景色もすばらしく、野外トイレ、炊事棟も整備されておりますが、キャンプの利用状況やこれからのオロフレリゾートの取り組みについてもお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、山本議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、オロフレスキー場のオロフレほっとピアザの夏季の利用状況についてでございますが、昨年度は野外活動や自然体験事業、炊事遠足などの利用が多く、19団体、566名と年々増加しているところであります。このうち研修室を活用した宿泊利用が多くを占めており、合宿のほか自然に親しむサークル活動やキャンプなど17団体で545名となっております。また、ご質問の今後の取り組みについてでございますが、恵まれた自然環境を生かし、自然体験活動の充実により合宿の誘致やキャンプ利用の拡大につなげていくよう指定管理者であるオロフレリゾートと協議しているところでございます。オロフレリゾートは、近年夏場の農家民泊の受け入れ窓口として地元農家の皆さんの調整役を果たしており、その実績は昨年度6校、193名と報告を受けており、こうしたこれまでの取り組みを基盤として夏場の利用拡大に向け取り組むよう協議、検討を継続していく所存ですので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） ありがとうございます。

オロフレリゾートでは運営利用促進のため経費削減や冬季のインバウンドの誘致やイベント開催、夏季には修学旅行の受け入れ、農家民泊の受け入れ等を行っている認識しております。冬の約80日間、スキー場としては知名度は高い反面、夏のキャンプ場としての認知度が低く、利用客が少ないと聞いております。恥ずかしながら自分もキャンプ場があって、キャンプできるということを知っておりませんでしたので、先日実際にキャンプをしてきました。自然豊かで景観もすばらしく、炊事棟もあります。利用客が少ない関係で屋外トイレの利用はできないようになっておりましたが、館内のトイレもあり、夜には心地よい川のせせらぎが聞こえ、満天の星空も眺められました。仲洞爺キャンプ場とはちょっと違った客層に受けるのではないかというふうに思いました。あと、壮瞥町の2つ目の

キャンプ場としても十分集客でき、来ていただいた皆さんに満足していただけるというふうに感じました。今よりももっとホームページやＳＮＳを使った宣伝をして集客をしてはどうかと感じましたが、町としてはどういうふうに考えているかお聞きします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

オロフレほっとピアザの夏季利用の促進策についてのご質問でございますが、現在指定管理者であるオロフレリゾートのホームページで情報発信を行っているところでございます。ただ、議員ご指摘のとおり町民の皆様や町外の方々への認知度をさらに高める取り組みが必要と考えております。今後は町の広報はもとより、壮瞥観光情報ホームページでの詳細情報の掲載やＳＮＳ上での夏季営業の情報発信の強化により町内外からの誘客と魅力の発信に努めるようオロフレリゾートとも協議、検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（長内伸一君） ５番、山本勲君。

○５番（山本 勲君） 夏の壮瞥町の観光地の一つとして大きく成長できるよう地域の皆さんと協議とかすると言われていたのですが、町民全体のみんなの意見とかを聞き入れ、少しでも関心を持ってもらうことがまず大事なかなというふうに考えています。町皆さんの知恵を出し合って、大切な壮瞥町の宝物をなくさないようにしていければと考えております。私もできることはやろうと思っています。町側にもサポートをお願いしたいのですが、どのようにお考えかお聞きします。お聞かせください。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長のほうのご答弁の中にもございましたけれども、やはり地域団体、利用者の声を十分に把握する必要があるかと感じております。先ほどＳＮＳの話がございましたけれども、最近はこのＳＮＳというのはそこに来た人がみずから情報発信元になっていただけると。それを見た人が評価をして、また誘客につながるというようなこともございまして、議員ご指摘の夏季の利用についてまだまだ情報発信のあり方を考えて、多くの人にこの魅力を知っていただければ可能性は十分あるのではないかと感じております。それと、みずからのご感想を述べられたように、実際に町民の方が利用して、その魅力を発信いただける環境を整えるということも町として必要だろうというふうに思います。今後とも、みんなの施設でございますので、一緒に考えて、これから発展努力できるよう、また施設を多くの人に知っていただけるように努力を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（長内伸一君） ５番、山本勲君。

○５番（山本 勲君） ありがとうございます。

最後に、答弁の中に夏場の利用拡大に向け取り組むように協議、検討を継続していくと

あります。また、先ほどの佐藤議員の答弁の中でも利用団体や地域住民の皆様とともに将来のあり方を検討、調整し、令和２年度に方向性を判断するとありますが、昨年の２月の広報の事務事業見直しという中にオロフレスキー場は廃止に向けた協議に着手し、平成３２年度をめどに廃止というふうに書かれてありました。書かれてあったのですが、現段階ではどちらの方向に向いているのかを最後質問して終わりにしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうから、存廃の話もありますので、ご答弁を申し上げたいというふうに思っております。

まず、昨年２月の第５次の行政改革の案をお知らせ、ご説明を申し上げた２月の広報の中では、今ご発言があったとおり、ご質問のとおりオロフレスキー場は廃止に向けた協議に着手し、平成３２年度をめどに廃止という表現であったと私も記憶しておりますが、この広報掲載の後にスキー場の関係者並びに利用団体として一番大きな、一番というか、大きなスキー連盟の皆さんですとかさまざまな地域の皆さんとお話をさせていただいた中で、教育関係者もあったかもしれませんが、廃止に向けたということではなくて、現段階におきましてはオロフレスキー場については、ちょっと表現はあれです……３２年度に廃止ということではなくて、修正をしまして、３月にだったと思いますけれども、昨年の３月に一部修正をして、平成３２年度に存廃の方向性を決定、判断するということになっておりますので、ご承知いただければというふうに思っているところであります。地域にある資源をやはり町民、夏場の利用に関しては余り知らないのではないかという、ごもっともなご指摘であるなということと、まず知ることから始めていくということとみずからできることがあればというご提案もいただき、大変うれしく、力強く、頼もしく思っているところであり、感謝を申し上げたいというふうに思っております。オロフレスキー場や附帯施設の利活用、夏場も含めて今まで以上に図っていくことは施設の存続、継続の観点からも重要だと考えておりまして、貴重なご意見として承らせていただきました。町といたしましては、さきの佐藤議員のご質問にもありましたとおりでございますけれども、そうはいっても財政の状況というものがあって、機械のメンテナンスをやったり適切に行うということですか、施設の指定管理を行い、施設の指定管理者の経営努力、工夫と改善を促すとともに、今ある施設を最大限、ご提案いただいたように活用できるものは有効に活用するということを基本方針として、今将来のありようの判断に向けてできることを検討しているところであります。施設設備の状態、やっぱり機械関係がどうなっているかということは最優先に考えていかなければいけないと考えておりまして、そうした中で利用団体や地域住民の皆様とともに将来のあり方を検討する際、施設の役割と今議員おっしゃったようにいろんな利用が出てくるということで価値が高まっていることにより前向きな協議につながることも考えられると、このように思っておりますので、本日の意見を十分参考にしながら、指定管理者とともにまたよりよい施設の活用に向けて協議、検討してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

これより休憩いたします。再開は午後 2 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 0 1 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 6 0 号ないし議案第 6 8 号及び報告第 4 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 60 号ないし第 68 号及び報告第 4 号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和元年第 3 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 60 号から議案第 68 号までの 9 件、報告第 4 号の 1 件、合計 10 件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明いたします。議案第 60 号 教育委員会教育長の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、引き続き現教育長の谷坂常年氏を壮瞥町教育委員会教育長に選任いたしたく、本議会の同意を求めるものであります。

同氏は、本年 8 月 1 日に着任して以降本町教育行政の適正な執行に努めていただいております。当町の教育長として適任と判断しております。議員各位のご同意をお願い申し上げます。

議案第 61 号 教育委員会委員の任命について。

現委員の濱田美和子氏は、平成 23 年 10 月 9 日から教育委員として教育の振興にご尽力をいただいておりますが、令和元年 10 月 8 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を教育委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

濱田氏には、教育委員就任後精力的に教育行政の適正な執行にご尽力をいただいております。当町の教育委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 引き続き議案の説明をいたします。

議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 39 億 7,967 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 139 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 8,107 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和元年 6 月 17 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。ページは 8 ページです。総務費、総務管理費、無線放送施設費で 99 万 5,000 円の追加となります。現在使用している移動系防災行政無線機が通信上の安全性の問題で令和 4 年 10 月から使用できなくなるため、市町村防災・減災対策事業推進交付金を活用し、新たな無線機を購入するとともに、無線機導入に伴う回線使用料及び事務手数料を計上するものであります。

防災諸費で 40 万 1,000 円の追加となります。こちらも市町村防災・減災対策事業推進交付金を活用し、災害備蓄非常食及び段ボールベッド購入に要する経費を計上するものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整繰入金で 6 万 5,000 円の追加となります。

諸収入、雑入で 133 万 1,000 円の追加となります。公益財団法人北海道市町村振興協会が設立 40 周年を記念して、防災、減災対策の推進を図る事業に交付する市町村防災・減災対策事業推進交付金の計上となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 63 号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について。

壮瞥町表彰条例に基づき下記の者を表彰したいので、同条例第 4 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

被表彰者につきましては、さきで開催されました表彰審議会から答申を受けております貢献表彰、自治に関するものとして大寺淳之氏 1 名、教育・文化・体育に関するものとして坂本敬子氏、高橋千穂氏、宮崎藤男氏、小宅紘史氏の 4 名、計 5 名の方々であります。

議案第 64 号 印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、印鑑登録事務において旧氏の取り扱いが可能となること、また印鑑登録証明において性別を非表示にすることについての条例の一部改正であります。

附則で、この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 65 号、令和元年度一般会計補正予算（第 5 号）について。

令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 39 億 8,107 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 5,239 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 3,346 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。ページは 21 ページです。総務費、総務管理費、一般管理費で 60 万円の減額となります。8 月 1 日付の機構改正で商工観光課をそうべつ情報館に配置したことから、通信運搬費 10 万円、複写機借り上げ料 50 万円を商工費に組みかえる減額であります。

財産管理費で 94 万円の追加となります。公共施設管理事業となりますが、久保内ふれあいセンターに設置している券売機の老朽化による故障のため、新しい機器の購入費を計上するものであります。

財政費、町有住宅管理費で 70 万円の追加となります。町有住宅維持管理事業で当初予算において予定していた退去修繕戸数が上回り、また 1 戸当たりの修繕費が高額になったことから、追加するものであります。

財政調整基金費で 9,789 万 7,000 円の追加となります。平成 30 年度繰越金の全額を積み立てるものであります。

企画費、企画費で 108 万 2,000 円の追加となります。地域情報通信基盤整備事業では 16 万 5,000 円の追加で、新規申込者へのサービスの提供に必要な設備の増設費を計上するものであります。行政情報システム運用管理事業では 32 万 4,000 円の追加で、人事給与システム及び総合行政システムの改修に伴う西いぶり広域連合負担金の増額分を計上するものであります。定住促進・まちづくり推進事業では、空き家改修・整理補助金 9 万 3,000 円、持ち家住宅取得奨励交付金 50 万円の追加で、いずれも新たな利用申し込みに対応するため計上するものであります。また、企画費について、保健衛生費補助金、母子保健衛生費補助金で母子保健情報を提供するシステム改修費として国庫補助金 13 万 7,000 円の交付が決定したことから、財源の整理を行うものであります。

民生費、老人福祉費、老人福祉総務費で 24 万円の追加となります。家族介護支援事業補助金で要介護 3 以上の在宅で家族介護を受けている対象者が見込みより多くなったため、計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、予防費で 240 万 1,000 円の追加となります。未熟児養育医療費助成事業費で増額の必要が生じたため追加計上するものであり、増額分の 2 分の 1 を国、4

分の1をそれぞれ道と町で負担することとなります。

温泉管理費で65万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費で蟠溪温泉のミックスタンクポンプやH2泉源下部のバタフライ弁、国有泉源のポンプに修繕が必要となったため、修繕料を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で4,329万4,000円の追加となります。強い農業・担い手づくり総合支援事業では、農作物の保管用冷蔵庫の整備で93万9,000円を計上するものであります。また、中山間地域所得向上支援事業では、育苗施設の整備で4,235万5,000円を計上するもので、いずれも国庫補助事業の交付決定によるものであります。

農地費で5万円の追加となります。多面的機能支払事業で事業の推進や事業実施主体の指導等に要する事務的経費について、国費の決定に伴い計上するものであります。

林業費、林業振興費で27万9,000円の追加となります。有害鳥獣関係の電気柵購入補助金でエゾシカ等の農林業被害の防止に向けて増額の必要があるため、計上するものであります。

商工費、商工費、観光費で60万円の追加となります。商工観光課のそうべつ情報館配置に伴い総務費、一般管理費から商工費、そうべつ情報館運営事業に通信運搬費、複写機借り上げ料を組みかえ計上するものであります。

土木費、下水道費、下水道費で163万7,000円の減額となります。特別会計繰出金の整理となります。

住宅費、住宅建設費では、財源区分の変更で当初予算より起債申請額が増額となったため、整理をするものであります。

教育費、小学校費、学校管理費で70万4,000円の追加となります。小学校運営事業で壮瞥小学校の公務補が本年3月から病気休職し、臨時職員を雇用して対応しておりますが、10月以降についても臨時職員を引き続き雇用する必要が生じたため、計上するものであります。

諸支出金、諸費、国、道支出金返納金で579万8,000円の追加となります。障害者の支援給付金の平成30年度実績額の確定に伴い、国及び道の平成30年度負担金の返納金に要する経費を計上するものであります。

ページは19ページになります。歳入では、地方交付税で1,531万6,000円の追加となります。交付決定額は15億1,751万3,000円となります。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費負担金で109万5,000円の追加となります。未熟児養育医療費扶助費に係る国庫負担分の計上であります。

国庫補助金、衛生費補助金で13万7,000円の追加となります。母子保健情報を提供するシステム改修に係る国庫補助金相当額の計上であります。

道支出金、道負担金、衛生費負担金で54万7,000円の追加となります。未熟児養育医療費扶助費に係る道負担分の計上であります。

道補助金、農林水産業費補助金で4,333万4,000円の追加となります。多面的機能支払

交付金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び中山間地域所得向上支援整備交付金に係る道補助金を計上するものであります。

繰越金で 8,289 万 7,000 円の追加となります。平成 30 年度の繰越金となります。

町債、土木債で 1,040 万円の増額となります。

臨時財政対策債で 132 万 8,000 円の減額となります。令和元年度の発行許可額が 5,867 万 2,000 円に決定されたことによる整理となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

第 2 表、ページは 16 ページです。地方債補正では、変更で公営住宅建設事業、限度額 5,890 万円を限度額 6,930 万円に、臨時財政対策債、限度額 6,000 万円を限度額 5,867 万 2,000 円とするものであります。

議案第 66 号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 4,506 万円に歳入歳出それぞれ 1,643 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,149 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、ページは 28 ページです。歳出から説明します。基金積立金で 789 万 8,000 円の追加となります。基金積立金として平成 30 年度の繰越金 1,643 万円から繰越金 853 万 2,000 円を差し引いた残を積み立てるものとなります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で 853 万 2,000 円の追加となります。平成 30 年度の国、道及び社会保険診療報酬支払基金への介護給付費負担金等について、額の確定に伴い返還に要する経費を計上するものであります。

次に、歳入ですが、繰越金で 1,643 万円の追加となります。平成 30 年度からの繰越金を計上するものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 67 号 令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、ページは 34 ページです。歳出から説明します。公債費、集落排水元金では、財源区分の変更で、元金償還金の一般財源を下水道平準化債へ振り替え整理となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 163 万 7,000 円の減額となります。
繰越金で 33 万 7,000 円の追加となり、平成 30 年度繰越金の整理となります。

町債、下水道平準化債で 130 万円の追加となります。

第 1 表、歳入予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

第 2 表、ページは 31 ページです。地方債補正では、変更で、下水道資本費平準化債、限度額 3,760 万円を限度額 3,890 万円とするものであります。

議案第 68 号 平成 30 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 1 項に基づき、会計管理者から提出を受け、同法第 233 条第 2 項に基づき、8 月 15 日から 8 月 21 日までのうち 4 日間、本町監査委員の審査を受けております。8 月 29 日に監査委員から決算審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度壮瞥町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

別添の平成 30 年度各会計歳入歳出決算書及び決算の執行成果概要をごらんください。平成 30 年度各会計歳入歳出決算書及び決算の執行成果概要に基づいて各会計ごとに申し上げます。決算額の状況について、ページは別冊の 4 ページからです。一般会計では、歳入決算額 42 億 7,495 万 2,000 円、歳出決算額 41 億 7,190 万 6,000 円、差し引き 1 億 304 万 6,000 円が次年度へ繰り越しとなります。また、翌年度への繰り越し事業に必要な財源 514 万 9,000 円を控除した実質収支額は 9,789 万 7,000 円となります。基金現在高の状況では、前年度より 7,648 万 9,000 円減の 17 億 6,852 万 3,000 円となります。減少の主な要因は、財政調整基金から 5,576 万 9,000 円の繰り入れによるものとなります。地方債現在高の状況は、前年度より 2 億 4,847 万 7,000 円減の 35 億 9,407 万 3,000 円となります。財政指標の状況では、財政力指数が 0.190、経常収支比率が 93.4%、実質公債費比率が 12.6%、将来負担比率が 0.3%となります。

国民健康保険特別会計では、ページは 10 ページになります。歳入決算額 4 億 4,357 万 3,000 円、歳出決算額 4 億 3,085 万 5,000 円、差し引き 1,271 万 8,000 円が次年度へ繰り越しとなります。基金現在高の状況では 1,796 万 7,000 円となります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 4,767 万 6,000 円、歳出決算額 4,697 万 9,000 円、差し引き 69 万 7,000 円が次年度へ繰り越しとなります。

介護保険特別会計では、歳入決算額 3 億 7,186 万 8,000 円、歳出決算額 3 億 5,543 万 7,000 円、差し引き 1,643 万 1,000 円が次年度へ繰り越しとなります。

簡易水道事業特別会計では、歳入決算額 2 億 1,702 万 2,000 円、歳出決算額 2 億 1,657 万 2,000 円、差し引き 45 万円が次年度へ繰り越しとなります。地方債現在高の状況では、前年度より 1,042 万 1,000 円増の 5 億 5,375 万 3,000 円となります。

集落排水事業特別会計では、歳入決算額 2 億 276 万 5,000 円、歳出決算額 2 億 242 万

6,000 円、差し引き 33 万 9,000 円が次年度へ繰り越しとなります。地方債現在高の状況では、前年度より 2,040 万 4,000 円減の 6 億 3,945 万 4,000 円となります。

なお、議案書の壮瞥町監査委員から提出をいただいております壮瞥町各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する審査意見書並びに別添配付しております平成 30 年度決算に係る主要事業一覧、主要施策の成果概要については、後でご照覧ください。

報告第 4 号 出資法人の経営状況について。

ページは、議案に戻っていただいて、63 ページです。下記の法人の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号に規定されている町が出資する法人につきましては、毎事業年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。それぞれの法人の事業年度が終了いたしましたので、関係書類を提出し、報告するものであります。

1、有限会社オロフレリゾートについて。平成 13 年 9 月 12 日に会社が設立され、平成 16 年 12 月 17 日から指定管理者としてスキー場と弁景地域間交流拠点施設の管理運営を行っております。平成 30 年度は、夏季において施設及びキャンプ場で 566 人、前年比 116% の利用がありました。このほか夏場の利用拡大として地域の農業者のご協力のもと大阪、神奈川などの修学旅行の農家民泊事業に取り組み、6 校、193 名の中高校生を受け入れております。冬季のスキー場運営は、積雪不足により 3 日間の休業があったものの、営業日数は 12 月 22 日から 3 月 11 日までの 76 日間で、リフト輸送人員は 6 万 2,093 人、対前年比 104%、リフト収入は 706 万円に対前年比 104%となっており、当期利益は 73 万 8,000 円余りとなっております。なお、令和元年度の事業計画と予算の部分につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

2、有限会社壮瞥町リサイクルシステムについて。堆肥製造供給施設の運営会社として平成 17 年 2 月 8 日に設立されました。今期の堆肥原料、副資材受け入れは、町が定める計画量 3,250 トンに対して 1,623 トン、達成率 50%、販売量につきましては、計画量 2,500 立方メートルに対して 1,246 立方メートル、達成率 50%、全量そうべつの恵であります。販売金額では、町の歳入予算 740 万円に対して実績で 669 万 8,030 円となっております。委託料の収支につきましては、予算額 2,246 万 4,000 円に対して決算額 1,946 万 4,000 円、執行率は 86.6%となっており、当期利益として 60 万 3,000 円ほど計上しております。なお、令和元年度の事業計画と予算の部分につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

以上が今定例会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

　　９月６日の議事日程は、当日通知いたします。

　　本日はこれにて散会いたします。

（午後　２時４３分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和元年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年9月6日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第60号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 3 議案第61号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第63号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
- 日程第 6 議案第64号 印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第65号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 8 議案第66号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第67号 令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第68号 平成30年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 報告第 4号 出資法人の経営状況について
- 日程第12 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第13 議員の派遣について

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長（兼）	木 下 薫 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長（兼）	庵 匡 君
農委事務局長（兼）	木 下 薫 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
１番 菊地敏法君 ２番 松本 勉君
を指名いたします。

◎議案第６０号

○議長（長内伸一君） 日程第２、議案第６０号 教育委員会教育長の任命についてを議題
といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第６０号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第６０号 教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

ここで教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

教育長。

○教育長（谷坂常年君） 微力ではありますが、精いっぱい努力してまいりますので、ど
うぞよろしくお願いいたします。

◎議案第６１号

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第６１号 教育委員会委員の任命についてを議題と
いたします。

質疑を受けます。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 昨日の提案理由説明で先ほど同意されました議案第 60 号と議案第 61 号の人事案件の件については、町長から説明がありました。議案第 61 号 教育委員会委員の任命について、現委員の濱田美和子さんの同意については異議ありませんが、町長の提案理由説明は任命に係る根拠としての地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項で定められたとおりで、これはよろしいのですが、もう一つ任命に当たっての法的根拠として第 5 条に教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とするというような明文化がされております。けれども、昨日の提案説明では何か第 5 条と矛盾しているような気がしてなりません。このことについてどのように認識しているか、最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 03 分

再開 午前 10 時 07 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 議案第 60 号と議案第 61 号の教育長並びに教育委員の任命に関するご質問でございますけれども、任期に関するもので、議案第 61 号の濱田美和子委員の提案理由の中で平成 23 年 10 月 9 日から教育委員としてということでありまして、教育委員さんの任期はひとしく 4 年でありますので、これをそのまま読むと 8 年間になるわけありますので、そういった面で疑義が生じるのではないかと、このようなご質問の趣旨かなと思います。確かに 8 年ではなくて 4 年でありますので、今後提案する場合につきましてはそうした疑義が起こらないような形できちっと任期を明記するなど工夫をして疑義が生じないようにしてまいりたいと、このように思っておりますし、今回提案しておりますのは 4 年の任期が満了するに当たり改めて選任をお願いしたいということでの提案であるということをご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 私は、やはりこのような提案する場合、提案理由を説明する場合、役場、提案者側はどのようなシステムで議会だとか、そういうところに報告しているのかということ、それを確かめたいと思います。というのは、正しくは今町長が言われたように最初の任命、これは平成 23 年 10 月 9 日、これは間違いありません。けれども、今回改めて選任同意を求める場合は、平成 27 年 10 月 9 日からという文章表現が私は正しいのではないかな、そんな気がしたものですから、今後やはり提案する場合、これは初歩的なミスだと思うのですが、出す以上は細心の注意を払って私は提出してほしいな、これ

はこの件だけではありません。ことし私は、特にこの議案と関係ありませんけれども、監査委員に任命されました。そこで、何回か監査をしておりますけれども、本当にきちっと見て決裁しているのか、そういう疑問が幾つかあるのです。ですから、ささいなミスですけれども、やはり今後細心の注意を払って提出していただきたいな、これは全職員の皆さんにお願いしたいなと思っています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2点ほどあったかなと思っておりますが、議案第61号の提案理由説明につきましては決して誤ってのことではないというふうに私自身っております。ただ、任期の明記がなかったということで疑義が生じて今の質問になっているのかなというふうに理解をしますので、先ほどの答弁のとおりこの件につきましては今後工夫をして疑義のないような形にしていくように努めたいと、このようにしております。

また、監査委員のお立場で全般にわたってのご指摘がありましたけれども、そうしたご指摘のないような適切な事務処理に今後も職員とともに努めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第62号

○議長（長内伸一君） 日程第4、議案第62号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 歳出の防災諸費の中で今回市町村防災・減災対策事業推進交付金を活用して備蓄非常食及び段ボールベッド購入ということで40万1,000円追加になっておりますけれども、この備蓄の非常食の中身、どういうものを購入するのか、それと段ボールベッドの購入数、それをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

内訳についてでございますが、まず食料品、防災用の食料につきましてはアルファ米の
ほうが全部で 300 食、それからリゾット、おかゆのようなものですが、そちら 50 セット、
あとおみそ汁が 240 食、それと缶詰が約 380 食を購入を予定しております。

それから、段ボールベッドにつきましては、今回につきましては 10 床、10 セットを購
入をする予定でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 中身はわかりました。この段ボールベッドというのは、初めて購
入するのかなというふうに思いますけれども、今後避難するときには、今までは地べたに
寝てということで環境的にも健康的にも悪かったというふうに思いますけれども、この段
ボールベッドを全ての方に提供できるような方法で購入していかなければならないなとい
うふうに思いますけれども、今後の段ボールベッドの購入のめどというか、今後どうして
いくのかというところをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回段ボールベッドを 10 床購入しますが、近年の災害対応の中でやはりプライバシー
ですとか、環境ですとか、そういったところが問題になって、それらの改善策として有効
ということで今回試験的というわけではないのですが、交付金を活用して購入ということ
に至りました。将来的にももちろんそろえていくというか、数は多分多いにこしたことはな
いのだろうというふうには思いますが、単価がそこそこいたしますので、現段階ではいつ
までに何床用意するということとは定めてはおりません。全般的なそういった備蓄品とい
いましょうか、そういったものの予算の中で、今回購入してみても実際に使用もしてみよう
と思いますので、それらの結果も踏まえて今後どの程度そろえていくかというのを定めて
いきたいと思います。現段階では、まだ決定はしていないという状況です。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 今回の専決処分は、地方自治法の規定によって進められておりま
すけれども、昨日の提案説明、私はそれを聞く限りにおいては本当に専決処分しなければ
ならないものかどうか疑問を感じたのです。といいますのは、補正予算の内容を見ますと、
令和 4 年 10 月から現有の移動式無線機が使用できない、この令和 4 年という、ことし令
和元年ですね、まだまだ時間的余裕がある。それから、新たな無線機導入に伴う回線使
用料と事務費を現段階で支払うこと、全然使用もしていないのに令和 4 年に使用開始にな
るものを今からなぜ事務費だとか回線使用料を払わなければならないのか、これも疑問で
す。また、災害備蓄、この非常食、今菊地議員も質問しておりましたし、また段ボールベ
ッドについても質問しておりました。これそろえることは、私いいのです。やはり特に段
ボールベッドについては必要だと思いますし、けれども私は専決処分で取り組まなければ

ならなかった理由示されてきのう説明受けた段階ではなかなか理解ができないのです。このほかに、昨日の提案理由説明のほかにまだ理由があるのかどうか、それがもしもあればその点についてお話をいただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回購入いたします先ほど無線機の話がございましたが、確かにこれは防災無線のデジタル化の影響で令和4年からはもう現状のものは使用できないということになりますので、購入はどっちにしろ多分必要であったろうと。それと、現行の無線が一部、無線なものですから、遮蔽物とかがある地域はなかなか使いづらいという、電波が届きづらいという、そういうデメリットもあったので、できるだけ早期に切りかえていこうと、そういうような考えが背景にあったことは事実でございます。ただ、ではそれが一般の議案ではなく専決処分までしてなぜ必要かというようなご指摘だったと思いますが、今回につきましては購入ありきというよりはこの交付金、歳入のほうありきというところがございまして、今回市町村振興協会のほうで周年事業として各町に交付金を配分をするということに急遽なりました。そちらのほうで、補助事業とかであれば、補助申請をして採択を受けて実績が出て最後に2月か3月に交付金が交付されるというのが一般的なのですが、今回は早々に交付金が6月、7月の段階でもう交付されてしまったということで、歳入処理をしていく関係でそれに伴った歳出もあわせて専決をしたという、かなりイレギュラーなやり方ではあるかと思います。ただ、ちょっと手続上確かに疑問に思われるところあるかもしれませんが、今回については庁内で検討した結果このような処理方法をするということで整理をして処理をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） そういう事情は、今聞いて初めてわかったのですけれども、やはり4月、5月にもう既に交付金といいますか、これは北海道市町村振興会から入金になっているということですね。そうすると、6月の定例会、12、13、開催されました。そして、この専決処分が6月の17日です。15、16は土曜日、日曜日で、職員の皆さんがこの専決処分のために出て働いているとは私到底考えられない。ですから、私は6月の定例会にきちっと提案すべきでなかったかな、何か専決処分ありきのようなことでないかな、そんな気がしてなりませんけれども、6月定例会に提案できなかった理由、これはどのような理由があったのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

済みません。ちょっと私の言い方というか、はっきり言っていなかったのかもしれませんが、こちらの事業につきまして採択の決まったのが6月中旬、第2回定例会の終了後になります。入金になったのが4、5月ではなくて6月から7月です。それで、第2回定

例会が終わった後の処理になってしまったということで専決をしているということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 関連の質問になるのですがけれども、まず最初に機種令和4年から使えなくなる、それが安全性の問題というような議案説明があつてきょうの質疑のやりとりだったので、もう少しかみ砕いて、デジタル化に伴うというのは耳ではわかるのですが、具体的にどのようなことで使えなくなるのか、それが1つなのです。

もう一つは、回線使用料というのは当然使い出してからかかるのでしょうか、何の回線使用なのか、こういった初歩的なこともわからないので、お伺いしたい。これは、デジタル化に伴わなくてもあったものなのか、従来の機種でも、新たに発生したものなのかお伺いします。

それから、財源のことで、確かに質疑のやりとりといいますか、提案理由の説明の中に例えば有利な財源確保のためにとか、そういった表現が適切かどうかわかりませんが、専決をした背景を時間的な問題とやはり有利な財源に手を挙げて積極的に取り込んでいったと、4年間残しているけれども、前倒しで購入したというふうに理解しながら議案の説明聞いていたのですが、そういう趣旨で質問しますけれども、40万うちの町はいただいていますけれども、この交付金というのはあまねく道内の市町村、自治体に交付されたものなのか、ないしはやはり手を挙げたところに交付されたものなのか、ないしはその全体のボリュームは決まっていたので、早目に手を挙げて壮瞥町が交付されるように手配したのか、もっと大きく言うと町長が掲げた基金を取り崩さない財政の中の一環として有利な財源確保のために担当課が動いたのか、その辺含めてお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、令和4年からのデジタル化についてでございますが、こちらは今年度同報系の防災無線を3億弱かけて整備していますが、基本的にはそれと同じ理由でございます。そもそも国の規定自体が変わって、使える電波の規定が変わって、なので恐らく全ての自治体のアナログ無線はその期限までに更新というか、デジタル化にかえられるはずで、そういった背景があつての改正だということと、2点目の回線使用料につきましてはこれは新規でございます。従前は、無線として独自の電波を使ってやっていたが、今回はIP無線という携帯電話の回線と相乗りをするような、そういうイメージなのですが、そういったものになっていきます。それによるメリットももちろん、維持管理が容易であったり、資格が不要であったりとか、そういったメリットもあるのですが、その際に携帯電話回線というものも使用するので、新たに使用料が発生するというものです。

それから、専決した背景についてでございますが、こちらは基本的には全自治体に辞退をしない限りは交付されるものというふうに理解をしています。決して手挙げ式でコンペ

の中でかち取ったというものではない、そういった交付金であったというふうに理解をしています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 済みません。では、その交付金の申請、こういった交付金があるよというのを知ったのはいつになるのですか。これがまず1つです。

それと、市町村振興協会ですが、いわゆるその財源となるのは道も入っているのかもしれませんが、市町村の負担金が主な財源ではないかというふうに推察しますが、違うのか……うちの町も、あるいはうちの町にあるいろんな組織、団体も振興協会の補助金の恩恵、交付金の恩恵を受けていると思うのですけれども、日ごろからそのぐらゐの財源をお持ちなのかというか、40万掛ける177、わかりませんが、物すごいボリュームの額になると思いますが、そういった財源を日ごろから持っている団体と理解してよろしいのでしたか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の当町がその交付金について知ったのはいつかということでございますが、ちょっと今手元に資料がないのですが、通知があったのが3月の下旬というふうにお聞きをしています。実際にそれなりに書類を出したのが5月ぐらい、ただその段階では一応割り当てといえましょうか、こういった形で広く配付しますよというふうには言われてはありましたが、最終確定までは至っていない、本当に100%もらえるかどうかということころまでは至っていなかったもので、6月の議会には提出をしなかったというふうに認識をしています。

それから、もう一点、市町村振興協会の団体概要でございますが、基本的に宝くじの収益金を運用して運営している団体というふうに認識をしています。今回は、設立40周年ということで記念事業、来年は多分その関係でないというふうに思いますが、それを記念して何がしかの財源を、全てが宝くじかどうかまでは確認していませんが、そういったものを調達をして記念事業として行ったというふうに理解しています。この市町村振興協会につきましては、今年度はちょっとなかったかもしれませんが、いきいきふるさと推進事業という事業をやっているとして、大体ソフト事業の関係でマックス100万ぐらいの補助金を各市町村や民間団体に出したりしているのですが、当町でも過去にも何度か活用をさせていただいていると、そういう団体でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） きちんと理解をいたしました。私ども実はそういえば議員研修、全道から集まってコンベンションセンターで毎年研修会行います、講師をお招きして。そういったときの町村議会議長会の事務局、その事務局長さんがまず冒頭のご挨拶するとき

に、たしかサマージャンボかな、その購入を依頼するのです。皆さんぜひ、それが益金となって、この運用益で回っていますよと。そういえば、そういう話を聞いたことがありますが、そしてうちの町も団体も恩恵を受けているのも事実で、ただ事実なのですから、先ほど40万というか、133万なのですね、掛ける百七十幾つの自治体となるとすごい額だなと改めて思うのですが、だからちょっと疑問が生じて、別に人の懐事情はどうでもいいのですけれども、日ごろからそのぐらいのお金お持ちなのか、あるいはやっぱり40周年に向けてためていたのかな、その辺わかれれば伺います。

もう一つ、先ほどの案件から含めて、私の質疑も含めてなのですが、疑義が生じた背景というので説明の部分で要するに説明の中身が少ないという話も言い方指摘するわけではないのですが、説明の仕方ということでもないのだろうけれども、言えることと言えないことあるのかもしれませんが、きちんとこの辺のレベルに合わせた理解をしてもらうような説明があってもよろしいのではないかと、今の専決についてももう少し詳しい納得いくような話が、時間的なやりとりだとか、手を挙げた時期だとか、それがあるとすぐ納得をしたものではないかなというふうに思うのです。あと、その機種の問題もそうなのですが、これは改めて国の電波が変わったのだから、それ知らないほうがだめということではなくて、だめなのですが、その辺もかみ砕いて少し一言、二言説明があれば非常に僕らもわかりますし、またインターネットだとか配信されている町民の方も理解しやすいのではないかと、それがわからないから質問しているのですけれども、そういった提案を私も望みたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、市町村振興協会の財源の状況ですが、申しわけございませんが、そこまではちょっと掌握しておりません。ひょっとしたらホームページ等で調べていけば出てくるのかもしれませんが、ちょっとそこまでは、済みません、情報入手はしておりませんでした。

それから、2点目のご説明の仕方というか、内容についてですが、確かに今複数の議員さんからご指摘をいただいたとおりで、疑義を感じられるということはこちら側の説明が足りなかったのかなというふうに思いますので、担当課として今後の事務を行っていく上で、あるいは議会へのご説明を行っていく上で改善をしていくというふうにしていきたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 移動系防災行政無線機なのですから、イメージ的にどういうもので、それから台数が何台とかというのも想像つかないので、ちょっと説明をお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、今回の購入台数については、6台でございます。どういうものだと言われますと、ちょっと説明なかなかしづらいのですが、わかりやすく言うと高機能のトランシーバーというようなイメージでお考えいただければと思います。基本的に携帯といいましょうか、持ち歩きができてトランシーバーのようなものですから、無線同士の中でもやりとりができたりとか、そこが携帯電話とかとはちょっと違うところがございます、ただしそのやりとりを運ぶ電波を資格を取って独自で管理するのではなくて携帯電話のラインに乗せるというか、そういうイメージです。これによって、極端な話を言うと、無線機ではあるのですが、全国どこでも使えるというものです。必ずしも無線波の届く範囲でなければだめとか、そういうことではなくて広く活用できるということと先ほど申し上げましたが、本来無線であれば資格が必要なのですけれども、そういったものも必要ないというものであったりということで近隣の実は洞爺湖町さんとか隣の伊達市さんなんかでもこちらのほうに今令和4年を見据えて切りかえを進めていらっしゃるというふうに聞いております。本町のほうとしても一般的に使うのは災害対応になりますので、そういったときの利便性なんかも考慮して、幾つか選択肢がなかったわけではないのですが、今回今後については移動系という持ち歩きのものについてはＩＰ無線機のほうに切りかえていこうという判断をしたというものでございます。

概要としては以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第63号

○議長（長内伸一君） 日程第5、議案第63号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

質疑を受けます。

3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） この議案第63号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について質問したいと思います。

昨年まで第3回定例会に表彰条例に基づくものについて提案され、さらに70歳以上、50年以上町内に在住している方に感謝の意を含めての感謝状の贈呈について、これは議会の

同意事項ではありませんけれども、別紙として配付されていたのがずっと今までのならわしと言ったらおかしいのですけれども、ずっとそのことが続いておりました。けれども、今回ことしはこの定例会にそのような感謝状の贈呈についての一覧表といいますか、が配付されないのですけれども、その理由についてまず最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

永年在住表彰については載っていないのはなぜかということでございますが、これまでの行革にかかわる議論の中でもお話をしまいいりまして、当町としては基本的には永年在住については廃止をしていくという考えですということで考え方はお示しをしていたところだと思っておりますが、それにつきましては昨年度をもって一応終了して、条例ではなく規則に基づいて行うものですから、議会のほうへの条例改正的なものは出してはおりませんけれども、今年度についてはそのような表彰は行わないということで今回の議案の補足資料にもついていないということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） その行わないと町の部内的に決定したのはいつか。私は、昨年第3回定例会に質問しているのです。そのとき、答弁を見ますと、まず総務課長が最初に答弁しているのですけれども、その過程を見ますと、行革のことも述べておりますし、いろいろ述べているけれども、31年度は廃止と第5次行革では言っていますけれども、表彰審議会の委員さんのご意見も踏まえて再度決定をしていきたいというふうに考えていますと、そのように述べられておりますし、またまとめとして町長は永年在住功労者の表彰状の件につきましては第5次の行革の中で廃止の方向に向けて検討してきたわけであります。今総務課長のほうから表彰審議会の意見もありましたけれども、その意見も踏まえながら検討させていただきたいというふうに思いますと答弁されております。3回しか質問できませんから、これ以上の進展はなかったのですけれども、どうでしょう。この表彰は、表彰条例に基づいていない、だから行政の判断でやめることができる、だから報告しましたか、公に。私は、ほかの町村にないだとか、またこんなことも何回かの質疑の中で言っているのです。町長みずからの言葉で、この表彰を受けて本当に表彰を受けた人は喜んでくれるのだろうかなんて言葉も使われておりましたけれども、仕事量の増加だとか、金額は大きくないが、経費削減だとか、欠席者に届けることの仕事量だとか、そんなことも理由にして挙げていたのです。けれども、これは私は職員の方々が言っているのではないかと思いますけれども、仕事量というのは町職員は誰のために仕事しているのですか。そんなことでは私はまずいのではないかとということで、この表彰条例については何回も発言させていただいているのですけれども、やめることに決めました、条例でなくて規則だから、報告していないようなことも言われておりましたけれども、そのようなことで進めることが果たして町民の信頼を受けることができるのかどうか疑問に思います。

ましてきょう提案されている5名の方、いろんな仕事されて立派な方です。今までも何十名という方が表彰されている、議会の同意されていて11月3日に表彰式をやったら、全員出てきていますか。それぞれ事情があって出れない人もあるでしょう。まして高齢者の場合は、ここに来るまでが難しいこともわかりますよね。ですから、高齢者というか、70歳以上で50年以上この町に住んできた人に感謝の意を伝えるというこの表彰を一方的な判断でやめるということは、私はすごく疑問に思うし、何か欠けるものがあるのではないかな、そんな気がしてなりませんけれども、このことについて、3回しか質問できませんので、町長、ずっと行政職長くやっていて、きのうの答弁の中にもいろんな行政職の経験を生かしてという言葉も使っておりました。このことについてどのようにお考えになるか、また事務引き継ぎでこのことについてどのような事務引き継ぎがあったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 済みません。議員がご質問の考え方ですとか、そういったところにつきましては、町長のほうから後ほどご答弁があるかと思いますが、前段でちょっとわかる範囲での事実関係だけご報告をさせていただきますけれども、大変申しわけないのですが、公告の有無と、それから制度改正、いわゆる規則を改正した年月日について、ちょっと今手元に資料ございませんので、改正は現段階でいうと改正されていることは事実ですが、その期日については今ちょっと情報がないという状況でございます。

あと、ご質問の中で行政側で一方的に決めるのではなくというお話の中で表彰審議会のほうにも諮ってというようなお話を前町長がしていたというご質問があったと思いますが、そちらも、済みません、ちょっと情報足りないのですが、昨年の段階での表彰審議会については今ちょっと手元にてんまつがございません。ただ、ことし8月に表彰審議会を行った際に私のほうでも改めてこういう形で永年在住については今年度から表彰しないというふうになっていますが、これでよろしいですねという確認だけは、ご意見だけは求めましたところ、基本的にそこに異論を唱えられる方は全くおりませんで、むしろ今は各項目について、では10年以上とか12年以上というふうに年数で追っているのですが、その年数にこだわるのではなくて本当に活動の中身を表彰していくような形で、この表彰のあり方自体を拡大という話ではなくて、拡大ではなく、もうちょっと精査をする、そういうような見直しのほうがむしろ必要ではないかと、そんなようなご指摘いただきました。もちろんその場で、表彰審議会が決議機関ではございませんから、そこで物事を決めるということはしておりませんし、その意見を踏まえてこれから内部で検討するところではござ

いますが、必ずしも全く住民の意見をシャットアウトして行政だけで判断をするという経過でここに至ったわけではないということだけはご理解をいただけたらというふうに思います。

事実関係としては以上でございまして、ではそれを踏まえてということにつきましては町長のほうからご答弁いただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

昨年行政改革に基づく本件の感謝状の贈呈についての、昨年の9月議会であったと思いますが、質疑は別な立場で聞いていて記憶にあるところでございますが、その後の手続としては今表彰審議会のほうでもご意見をいただいていると、それと丁寧な説明ということのでいつ決定してどのような形でと、多分議会の皆さんにもお知らせはしていなかったのかなと、このように認識というか、思うところでございますけれども、基本的には本件については行政改革の中で長年というか、長年でもないですけども、検討を庁内的に進めてきたところであり、議員の皆さんとも意見交換をさせていただいて異論がある方もいらっしゃるということは承知をしているところでございますけれども、総合的な判断としては今までの考え方を变えることなく進めていくべきではないかと私自身は思っております。町長として思っているということでもあります。

また、私も総務課長として担当をしていたこともありますけれども、業務量について先ほど質問の中にもありましたけれども、抽出の作業ですとか、やはり目に見えない形で時間というか、人工がとられるような作業が本件に限らずあるわけでありまして、金額に換算できない、けれども職員の時間を割いているということは結果的に人件費という面ではコストがかかっていると、こういう視点も民間の皆さんは皆さんお持ちだと思うのですが、そういう視点からこの件に限らず果たしてこの業務が今後永続していいかどうかという見直しは必要なのかなというふうに常々思っているところでもありますので、そうしたところから昨年の質疑でやりとりがあったものというふうに私なりに認識をしているところであります。

そのようなことで今回提案というか、議案の中に例年添付書類として添付させていただいていたところでございますけれども、本年ないということについては今までの課長の答弁のとおりでありますけれども、私もその件については確認をさせていただいて今回に臨んでいるということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今それぞれの経緯だとか答弁いただきましたけれども、本当に行革、行革と言いますけれども、町民の皆さんに直接かわる、そして50年以上も町に住んで、それは公職につかなかったかもしれない、公職についても12年間漠然と過ごしているとは思いませんけれども、そういう方にも感謝状だとか表彰状を差し上げている、そうい

うことを考えると、先ほど総務課長が言われたように贈呈の年数などという言葉ありましたけれども、私それに賛成なのです。やはり顕著な活動だとか、または貢献した人には、すぐ数字的に12年だとか、そういう言葉を使わないでやっていただきたいな、ましてこの壮瞥に移り住んで50年たって公職にはついていないけれども、地域活動だとか、またいろいろな活動をしてこの壮瞥町が成り立っていると思うのです。それをすぐ行革で職員の負担があるから、そういう逃げ口上でなくて、やはり私は町民のために町民に対する感謝、敬意、そういうものを示すべきでないかな、そのように考えますので、もう決定しているということです、これ以上どうにもならないのかもしれませんが、私は今町にお願いしたいのはこのやめた理由をきちっと文章化して、12日の第3回定例会の最終日にこの永年在住者の表彰をやめた理由、これをきちっと精査して渡してほしいなど、そういう要望を添えて質問終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁いたします。

今議員から要求というか、要請のあった件につきましてお話のあったとおりに対応したいと思います。10月12日までに書面で経過なり、そういったものをまとめて議員の皆さんに配付をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 議長のお許しをいただいて、議案の疑義をただすというのが質疑でありますけれども、多少蛇足ぎみにその考え方についても確認したいと。

実は、私もその永年在住の方の資料を探した一人でございまして、でもそういえば行革の一環でなくすというような話をしていた、ただそのときの質問、僕は議長ですので、質問できませんけれども、ただ予算審査の中で発言したような気もしますが、いずれにしても今佐藤議員が指摘したような形の住民のほうに軸足をとったという言い方は適切かどうか、住民のことをおもんぱかってそういった配慮が必要だという趣旨の意見は複数あったかと思っております、その際の答弁で審議会等含めた検討いたしますと、検討したいと、日本人の言葉の言い方で、あるいは行政の言葉かもしれませんが、検討するイコールこれはしないなというような思い込みも私もありまして多分聞いたのだらうと、そんなおぼろげな理解をしてきょうに臨んだのでありますが、ずっと私も引きずっていたことで、確かに事務的なこと、ただ、今デジタル化時代で、先ほどやりとりありましたけれども、個人の住んでいる情報だとかデータを50年いたとか移住してきたとか含めて簡単に調べ

られないのかなというのがまず1つだったのです。

もう一つ、確かにお金のかかることをコストを前例なくカットというか、コスト削減を図るという行革はよく理解もしますけれども、そのようにデリケートな部分もあるから、どこか落としどころ、お金のかからない施策はないのかというふうなことをたしか私も発言したような、複数の議員から聞いた記憶もあるのですが、来ていただいて労力をかけて品物をお渡しするという行為はコスト面でやめるにしても、例えば50年町に対する貢献に対する表彰の謝意を紙面をもって広報に写真が載っていると、そういうことでも十分、十分かどうかは別だけれども、そういった敬意や謝意のあらわれ方はあるのではないかと、お金のかからない、そういったものの検討ができないかということを経最後にというか、聞いて、質疑ではないですけれども、お願いしたいと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

済みません。松本議員のご質問ではないのですけれども、前段で先ほど答えられなかったところが情報があつたので、追加でお話ししますが、まず規則の改正をしたのが31年の3月29日でございます。それから、町が広報等で載せて周知をしたかという件については、していないという状況です。それから、審議会、ことしはそういう確認の話題をしたということは申し上げましたが、昨年の表彰審議会でも同様の話題をして、決議ではもちろんございませんが、やむなしというようなご意見も多数あつたというふうにお聞きをしているということでございます。済みません。

ただいま松本議員からご意見をいただいた件でございますけれども、考え方については今後どうするかということについては後ほど町長のほうからご答弁あるかと思いますが、前段で今回表彰の見送りに至った背景としていろんな意味でのコストというものももちろんありますけれども、実は表彰対象の方が当日来られる方がどうしてもやっぱり2割、3割という状況で、もちろん足がないからという方も当然いるのかもしれませんが、欠席の方については、担当が表彰品を持って各ご自宅を回ってお届けに上がるのですけれども、中には受け取りを拒否されるケースもあると。そういったことを見ていると、どうしても本当に必要性というところに、決してはなからネガティブに考えているわけではなくて、そういう経過を見ると本当に住民に求められているのだろうかというところが疑問に感じたというか、不安といいましょうか、そういった感じたところもあって今回の永年在住については見送るという、そういう判断に至ったという経過もございますので、こちらについてもご理解をいただけたらと思います。

ちょっと事実関係だけ、済みません、私のほうから補足という形でご説明させていただきました。後ほど町長のほうからご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 本件につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

今担当の総務課長のほうから先ほどの質問に関する部分も含めてご答弁を申し上げたところでありまして、改めてこの表彰のあり方についての検討の始まりというのが今課長から説明があったような感謝状の対象者になる方で欠席された方に担当のほうでお持ちした際に拒否という話もありましたけれども、それ以外にもこの制度について今の時代だから見直したほうがいいのではないかというご意見も複数いただいていたところから行革の検討にも入っていたということも改めて確認をさせていただいたところでありますので、去年の議会質疑の中でいろんなご意見をいただいていたところでもあり、規則の改正の前に改めて議員の皆様、町民の皆様にその前後において説明する機会があればこのような質疑にならなかったのかなというふうに思っておりまして、今後はこうした決定に至る経緯ですとか、きちっと説明を申し上げる機会をきちんと設けていきたいというのが1つであります。

それと、今町民の皆さんに対する敬意の表し方など別な方法についても、本制度は感謝状の贈呈という形ではなくなったわけでありますけれども、今後の町民の皆さんへの敬意の表し方については今までの議会議論を踏まえた上で庁内で検討していきたいと、このように思っているところでありますので、そのありようについてはまた検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第64号

○議長（長内伸一君） 日程第6、議案第64号 印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 64 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号 印鑑条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号

○議長（長内伸一君） 日程第 7、議案第 65 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページから。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 私の質問は、簡単なのです。理解を深める上で企画費、そして説明欄に 3 として上久保内地区クロージャー増設工事、聞きなれない言葉が出ているのですが、これはいかがなものか、どのようなものが増設しなければならないのか、わかれば説明願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

確かに聞きなれない内容ではあるのですが、日本語で言うと、わかりやすく言うと分波器及びその分波器を守るための箱というふうになるかと思いますが、IRUという地デジであったり、あるいはインターネットを見るための有線を久保内地区にはわせていますが、今回新規でお申し込みいただいた方がいたので、その本線から分波をして線を 1 本引く、そのご家庭まで、引くためにその接続箇所に分波する器械だとか、あるいはそれを雨風をよけるための箱で包むのですが、そういったものを増設するのが今回のクロージャー増設工事ということになります。当然基本的に申請があれば電波は送るという考え方でやっておりますので、今後も同様の件があれば同様の対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 難しい言葉、易しく解説していただきましたけれども、この増設工事、これは1世帯というか、1戸分なのか、そして全額町費で負担しているのか、また利用者ですか、その申し込んだ人が1割だとか、わかりませんが、そういう個人負担といたしますか、申請した方の負担があるのかないのか、またこれを申し込んで利用した場合の料金といたしますか、使用料といたしますか、それはどのようなになっているのか、理解を深める上で説明をお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の引き込み件数ですが、今回は1世帯になります。

それと、2点目の費用負担の関係でございますが、基本的にこの工事に対する費用負担というのは利用者の方にはございません。逆に、電柱に張っている線からご家庭でテレビを見るまでに至る間でどこまでが町、どこまでがご家庭という形で工事する区分で費用負担を分けておりますので、基本的に町はそのご家庭のところに行く、家の外に行くところまではやりますけれども、そこから先はご自身の負担でやってくださいということになっています。

それから、利用料については、こちらは条例で定めておりまして、月額250円、どの家庭も一緒の金額をいただいております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 3点ほどございまして、初歩的な質問で恐縮ですけれども、まずは財産管理費の久保内ふれあいセンターの券売機の購入、老朽化に伴う入れかえなわけがありますけれども、94万円の予算計上ですが、この券売機、本当に初歩的で恐縮です。どんな役割か、想像するにお風呂の券を買う、あるいは回数券を買う等の行為だと思うのですが、管理の人がいて、要するに人の力で、人力で対応するようなことは可能ではないのか、済みません、システムがわからないで聞いておりますけれども、果たして94万の経費は必要かという観点で聞いております。

2点目は、財政調整基金の積立金9,789万7,000円でありますけれども、これは繰越金、前年度の分をそのまま基金に積み立てするわけですが、この中身というよりはたまたま私の一般質問、昨日の町長の答弁の中に財政的な状況を説明する上で、少し前までは平成22年度からの基金全体の額が2億5,000万減ったという指摘をされておまして、多分速報値になるのか、30年度の決算額ということで答弁いただいたのが30年度で3億2,000万

減ったという指摘がありました。つまり 7,000 万分ふえていると、基金減がふえている、言い方変ですけども、拡大しているというふうに理解したのですが、片方で恐らく財調だけではないか、7,000 万減っているのだけけれども、財調の積み立てが 9,700 万、単年度だけ切れば 2,700 万プラスになったのかと単純に考えたのですけれども、その辺の回答、決算ではございませんけれども、お伺いしたい。

3 点目、企画費の定住促進に関してですけども、空き家対策で 9 万 3,000 円、額でありますけれども、6 月の議会でも 21 万 6,000 円の補正をやっております。当初が 30 万ですから、結構伸びているのだなというふうに思いますし、その際の議論もあったかもしれませんが、この空き家の改修というのは、空き家ですから、住んでいないのでしょうけれども、入ることが目的の改修なのか、あるいは空き家をお持ちの方が自分で改修して、それを次に賃貸なり、そうするための準備なのか、この辺とそのニーズの中身、どんなものなのかということをお伺いしたい。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 私のほうから 1 点目の久保内ふれあいセンターの券売機の関係でご説明をいたします。

どんな内容かということですが、もちろんご指摘のとおり券売機でございまして、お金を入れて券を購入するというものなのですが、同時に集計ですとか、そういう管理機能を持ち合わせていまして、日計であり、あるいは時間単位の集計であり、そういったものを職員が操作をしてコントロールしていると。実は、こちらを入れたのが十四、五年前ぐらいになるのですが、ちょうどふれあいセンターにお店を併設するようになりまして、お店も見つつ、お風呂の入浴者の対応もしつつ、終わってからの閉鎖というか、閉店の作業、それらを今人件費削減のために 1 人で見ていただいております。それで、もちろん手作業でお客様の集中したときは待たせつつやるということであれば、できない話ではないのだろうとは思いますが、それが毎日となると、ましてや残業が発生するようであればちょっとコスト高にかえってなってしまうだろうということもあって、町としてはこの施設の運営上必要な機械であるという認識のもとで今回老朽化して壊れたものを取りかえると、そういうような判断に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

2 点目と 3 点目ですけども、財政調整基金の積み立てにつきましては 30 年度末で全体で 7,300 万、財調で 5,500 万の減ということですけども、今回積み立てがあるのですけれども、今回の積み立ては 30 年度の繰越金の積み立てでございまして、30 年度末と 29 年度末の基金の比較というのは、30 年度末の基金というのは 29 年度からの繰り越し分を財政調整基金に積んだ分と 30 年度に繰り入れた分の差額も加味してのトータルの 29 年度から 30 年度の増減が 5,500 万だったということで、今回の繰越金につきましては 30 年度

からの繰り越しなのですけれども、31 年度末の財政調整基金に反映されてくると。今回の繰越金を積んだ分と、あとは 31 年、令和元年度の繰入金、財政調整基金からの繰り入れがあると思うのですけれども、それとの差し引きが今度は財政調整基金のほうで 31 年度末の増減になるということでございますので、その辺ご理解いただければと思います。

それから、空き家改修の整理補助金ですけれども、こちらにつきましては少子高齢化が進む本町において移住、定住対策は喫緊の課題であるというのはいまもう現実でございます、移住、定住希望者等に紹介可能な住宅の情報が乏しいのも現実でございます。その中で空き家の活用をしていきたいというところでこういった改修に要する費用に対しての補助ということですが、中身としましては今年度今回の補正分も合わせれば 3 件あるのですけれども、給湯器の交換ですとか家財道具の廃棄、あとは外壁の改修工事、配管の修理などがありまして、6 月定例会でも 1 件分 21 万 6,000 円補正させていただいたのですけれども、当初予算では見込みのある 1 件分の 30 万だけを計上しておりまして、6 月にも 1 件出てきたので、増額補正、そしてまた今回新たに 1 件出てきましたので、増額補正させていただきたいというところで提案しているものでございまして、今後もこういった案件が出てきましたら、そのたびに増額補正させていただくことになると思いますけれども、31 年度 3 件ということで多いのですけれども、29 と 30 年度はゼロ件ということで活用がなかったのですけれども、最近はこういった空き家の活用に対して非常に好評を得ているということで有効に活用できるのかなと思っておりますので、このような増額補正をしているところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 数字の話で突っ込むところでもないかもしれませんが、確かに移っていくと、31 年度に予算やっていますから、補正やっていますから、31 年度の末で 9,700 万は発揮するのですよというのは理解できるのですけれども、その発生源が 30 年度ですよ、実績が。30 年の切り方なのですけれども、答弁の中で全体の基金残高、1 年分で 7,000 万ですか、2 億 5,000 万が 3 億 2,000 万だから 7,000 万、財調だけではないけれども、減っているという事実をご指摘あったと思うのですけれども、この切り口で。ただ、30 年度の決算では 9,700 だから、31 年度の実績として効果はないけれども、そこだけ切れば、現時点で切れば 9,700 引く 7,000 でいいのですかというただ単純な質問なのです。そうでもないのですか。違うのですか。それが 1 つと、空き家の中身、3 件わかりました。そのボリュームによって予算も違ってくるのもわかります。その都度対応していくのもわかるのですが、先ほど言ったようにそのニーズというのは持っている人なのか、借りたい人なのか、あるいはその後どうなっているのか、改修しておいておくことは多分ないだろうと想像しますけれども、移住につながっているだとか、その辺のことが知りたかったということなのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君）　ご答弁申し上げます。

財政調整基金のほうなのですけれども、ちょっと説明が難しいのですけれども、今回の繰り越し、今の時点で切ればというお話なのですけれども、例えば基金、30 年度末で 29 年度との比較で 7,000 万ほど減っている、財調であれば 5,500 万減っているのについては 29 年度の繰り越し分も入ってしまっているのです。それも含めての 29 年度末と 30 年度末の基金の比較なので、では今回 30 年度からの繰り越しがあったのですけれども、それは 29 年度からの繰り越しだとか 30 年度中の繰り入れも含んでのものなので、単純にはここで今切れないというか、やはり年度で切っていくしかないので、今回の今年度の繰り入れと今回 30 年度から繰り越した積立金を合算して、その分の増減で基金を見ていくのがやはりいいのかなと思ってまして、その辺は今の時点で繰り越しが 9,000 万あるから、ではその分は差し引いてプラスなのかという話になると、ちょっとそこは違うものでございますので、ご理解いただければと思います。

それから、空き家改修のほうにつきましては、基本的には次の人が住むために改修しているという状況でございまして、今回の方も久保内のほうなのですけれども、改修してもう入る方が決まっていまして、その入る方については今度は持ち家取得のほうの助成のほうも使ってということで、今回持ち家のほうも補正していますけれども、それが一緒のお宅だということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君）　1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君）　財産管理費の私もふれあいセンターの券売機購入ということで、これふれあいセンターだけではないと思うのです。ゆーあいの家にも、停止しましたけれども、蟠溪ふれあいセンターにも券売機あったのかなというふうに思うのですけれども、この 3 つの券売機の購入時期はいつなのか、それと老朽化して今回故障したということであるのであれば、同じ時期であればゆーあいの家の券売機も同じ時期で老朽化していつ壊れてもおかしくないと思うのですけれども、その実態、それと蟠溪ふれあいセンターの券売機をどうしているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前 11 時 34 分

再開　午前 11 時 35 分

○議長（長内伸一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵　匡君）　ご答弁申し上げます。

まず、蟠溪のふれあいセンターについては、たしか券売機は置いていなかったというふうに認識をしております。

それから、ゆーあいの家については、久保内よりも早く、平成 27 年ですから、4 年前で

すか、にやはり老朽化で故障してもう既に更新しておりますので、もうしばらくは大丈夫かというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般４ページ。

６番、真鍋盛男君。

○６番（真鍋盛男君） 電気柵の購入補助で補正が組まれています。電気柵の補助事業は、町長が新しくなって復活したものののですけれども、今年度の実績と今後の見込みを聞かせてください。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 今回補正いたします電気柵の補助事業に関して、今年度の実績でよろしいですか。今年度令和元年度は、これまでに７件の方に８１万８,０００円の補助をいたしております。今後３件の予定がございまして、今回その不足分を２７万９,０００円補正させていただくということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ８番、森太郎君。

○８番（森 太郎君） 私、農林水産業、農業振興費の強い農業・担い手づくり総合支援交付金、それと中山間地域所得向上支援整備交付金、強い農業・担い手づくりのほうは農産物の保管用冷蔵庫の整備ということ、それと中山間のほうにつきましては育苗施設整備ということですが、この内容について詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

強い農業・担い手づくり総合支援事業では、農作物保管用冷蔵の施設の設置事業に対する補助を行うものですが、冷蔵庫の仕様は８坪、６０平方メートルで、対象としているのは果実、リンゴです。これは、自宅のそばの倉庫の中に設置予定です。この件につきましては、８月８日に北海道から補助の割り当て内示がございまして、決定しております。

続きまして、中山間地域所得向上支援事業の事業内容でございますが、町内の営農者９件がタマネギ生産加工組合をつくりまして、この組合が事業主体となり、タマネギの生産量をふやすための育苗ハウスを整備するというものでございます。設置場所は、幸内の畑に予定をしております。整備を予定している育苗ハウスの規模は、幅２４メートル、奥行き７２メートルの５２４坪のハウスが２棟で合計１,０４８坪、３,４５６平方メートルとなります。この事業費は９,４１２万４,０００円で、国費による補助額は今回の補正になりますが、４.５割、４５％となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ８番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 果樹用の保管倉庫につきましては、了解いたしました。

それで、タマネギの育苗施設ということでございまして、9件の参加者があると。タマネギの加工という別なというか、出口部分での話が進んでいると思うのですが、それが最近こちらのほうには説明されていないのですが、その辺の状況がどうなっているかの説明、お願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） タマネギの加工施設等の取り組みについてでございますが、この取り組みは町内のタマネギ生産組合などがタマネギの生産拡大を図るとともに、付加価値の高い農業経営を展開するということで育苗施設の整備ですとか栽培機械の整備、それから久保内中学校の跡地を活用して選果貯蔵施設や加工処理施設の建設を計画しているということでございます。町といたしましては、これまでは私が聞いているところによりますと何度か議員の皆様の内容を説明してきているというふうに聞いておりますが、町にとっては取り組みの規模とか公有地の活用といったこれまで町には余り例のない事業であったため、町における対応というのも私が来た時点でちょっと一進一退を繰り返しているようなところがございます。このため事業の計画的な展開に支障を来すようなことのないように、今役場の中で私を中心とした体制をとりまして交通整理をしながら公有地の売却ですとか、用地の確定のための測量ですとか、補助事業の活用などについてそれぞれの課の役割分担を明確にしまして可及的速やかな対応を今とっているところでございます。いずれにしても、農業振興の観点からは生産性の向上と相まって付加価値の向上を図る取り組みというのは今後の地域農業の発展を考えた場合とても頼もしい取り組みと考えてございますので、議員の皆様には公有地の売却方法についての町の考え方ですとか施設配置計画など詳細な事業計画について今精査をしておりますので、町としましての方向性をしっかり持って間もなく、近いうちにご説明を申し上げる所存でございますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 先ほど森議員の質問の答弁の中に8坪、リンゴを貯蔵するというようなお話ありまして、予算規模もお話あったのですけれども、この設置する方の負担、先ほどタマネギのほうは45%の補助率ということでわかったのですけれども、この事業93万円は補助率は何%なのか、承知していればお聞かせください。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 答弁いたします。

本制度の補助率は、3分の1になります。事業費は、313万支援ですので、215万円ほどの負担となります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、地熱エネルギーの修繕費でお伺いします。

説明ございました。蟠溪温泉のミックスタンク、それから平成2年泉源の下部のバタフライ弁、よくわかりませんが、バタフライ弁、それから泉源ポンプに修繕が必要となった。当初が80万計上しておりますから、結構大きなボリュームの改修、改善、修繕なのでありますけれども、これの故障が見つかった時期と改修の必要を判断した時期、あるいはもしかしたらこれは経年劣化で必要だった、その辺の認識をお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 答弁申し上げます。

時期に関しては、ちょっと今手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

これまでも当初予算で修繕としては85万円ほど計上しておりましたけれども、ほかの温泉管の修繕等々がかさみまして、今回この分が不足するといったところでして、ミックスタンクのポンプ本体はこれは蟠溪の集落に温泉を循環供給している一番大きなポンプでして、15キロワットほどの容量のモーターがついているポンプで、こちらの漏水がとまらないというところで、これをそのままほっておきますとポンプ室の中が漏れたお湯で結露でぐちゃぐちゃになりまして、その建屋の中には電気設備も入っておりますので、そこでショートとかすると蟠溪集落全体にお湯が供給できなくなるという可能性のある場所でございます。

それから、国有泉源のポンプに関しましては、こちらもお湯が湧いてくる泉源から今言ったミックスタンクにお湯を供給しているラインポンプでございまして、こちらは今通常2基ついていまして交互運転しているのですが、1基がもう完全に動かない状態になっておりまして、もう一基のほうでずっと連続運転しておりますので、万が一こちらのほうが壊れてしまうとミックスタンクへのお湯の供給ができなくなって、これから冬を迎えますが、凍結等によりさらなる事故にもつながっていくのかなというところで今回修繕させていただきたいと。

H2泉源の下部のバタフライ弁に関しましても、これは経年劣化でして、もう既に全く動かないような状態になっておりますので、平成21年に設置したのですが、約10年たちますけれども、今回あわせて取り返させていただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 中身はわかりました。たまに議会の議論の中でもあるのは、限られた予算ですから、当初の計上も厳しいところがあるのかもしれませんが、ふだんの点検によって故障が予知できなかったかどうか、ないしはなぜ当初に上げられなかったのかどうか、経年劣化であれば計画的に上げれたのではないかというような懸念も出てくるわけなのです。ですから、正確な時期は別としても、これはふだんの業務の中のイレギ

ユラーと申しますか、予知できなくてトラブルが生じて緊急対応が必要だ、一方で1基が停止したままだというのはもっと以前の情報であったと思うのですけれども、ではもっと早い対応が必要だったのではないかと。過去には、蟠溪の温泉が正月にとまってしまって大変なことになったとかと、そういう惨事といいますか、トラブルといいますか、随分町は悩んでいると思うのですけれども、そういうことのないような日ごろのメンテナンスだとか管理が必要だという見地でしゃべっているのですけれども、そんな意味で今回の問題というのは緊急に発生したのか、ないしは予知できなかったのかというところが知りたかった、こういう趣旨なのです。単純でしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

事前の把握ができていなかったのかとか、そういった部分に関しましては、まずタンクポンプの漏水に関しましては、これは予算時期となりますと昨年の11月とか12月ぐらいに担当のほうから上げるわけなのですけれども、今回このお湯漏れているのを発見したのは今年度に入ってからでございます、それで今回の補正となっております。これミックスタンクのポンプも国有泉源のポンプも同じでございます。

それから、バタフライ弁の動作不良に関しましては、これは毎日動かしているバルブというわけではございませんで、バイパス管といいまして何かあったときにタンクから抜くためのバルブなのですけれども、それが全く動かない状態になっているというのを今回夏にいろいろあちこち点検したときに発見しまして、それで今回計上したものであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 衛生費の予防費について伺いたいと思います。

今回240万1,000円の補正、これは説明では医療費助成事業費の増額が必要という言葉で表現されております。今示されている予防費の2,511万7,000円の中には、当初予算では14万5,000円が計上され、14万5,000円のうちの1,000円は審査支払手数料だとか、残りの14万4,000円が未熟児養育医療扶助費に充てられると、そういう予算が計上されていたのですけれども、現在壮瞥町、今回240万補正する根底、内訳、私たちは町民の皆さんがどのような健康状態の人が住んでいるかということをやはり知らなければならない、まして未熟児となると早期に手だてをしてあげなければ、その人の一生にかかわる問題ではないかと思うのです。そういう面で今回240万1,000円を補正しますけれども、この補正内容、何名ぐらいの人が対象になっているのか、名前は必要ありません。何名ぐらいの方を考えて240万を計上しているのか、その程度でよろしいのですけれども、理解を深める上で答弁を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、今回の補正に係ります対象者は1名ということでございます。これは母子保健法

に基づきましてこの負担額が示されておりまして、国が2分の1、それから道と町が4分の1ずつという負担割合になっておりまして、医療費の扶助ということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） わかりました。本当に未熟児で生まれた家庭というのは、大変だと思うのです。そういう面でやはり町には保健師がおりますし、出産前のいろいろな手だてといたしますか、健診をきちっと受ける指導だとか、またいろいろな手だてを行政は手を差し伸べてあげて、この人はもう出産していますけれども、そういうものが予想されるときは行政はやはり温かい手を差し伸べてあげてほしいな、そしてその子が健やかに育つように行政も一生懸命頑張ってもらいたいな、そんな気がしてなりません。これは、要望ですので、答弁は要りません。

○議長（長内伸一君） 質疑ですので、答弁を求めたいと思います。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

保健師も限られた人員ではございますが、その中でできる範囲のフォローをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 質問ではなくて、今の担当課長の答弁に対してお気をつけ願いたいことがあります。今名前は言いませんでしたが、生年月日を申されました。広報に載ったり、生年月日がしますので、それはおっしゃらないほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 生年月日を申し上げたことに対して個人が特定されるということは、おっしゃるとおりだと思いますので、今後の答弁に気をつけたいと思います。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ちょっと暫時休憩という形で、本当に私も先ほどの答弁……

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時01分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の取り消し

○議長（長内伸一君） 町長から先ほどの住民福祉課長の答弁中、一部取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、町長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

◎議案第65号（続行）

○議長（長内伸一君） 先ほどの総務課長の答弁について補正の答弁があるとのことなので、答弁を求めます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 先ほど企画費の地域情報通信基盤整備事業に関連して佐藤議員からご質問をいただいた件につきまして、若干説明が足りない部分がありましたので、補足をさせていただきます。

ご質問の中で利用料は幾らだというご質問がございまして、月額250円ですということをお話ししたのですが、それは正しいのですけれども、250円というのはその線を使ってテレビを使用した場合の料金でございまして、もう一つ、ブロードバンド、インターネットを使うという方法もございまして、こちらに関しては、250円というのは適用されませんで、基本的には無料になります。ただし、その方がブロードバンドを使うに当たってNTTのプロバイダーに加入をします、月額幾らというお金を払って。それに対して今度は、NTTから町に対して700円の光ファイバーを使わせていただくという貸付料収入が町のほうに入ってきます。そのようなシステムで運用しているということでございまして、ちょっと説明が足りませんでしたので、確認のためご説明いたしました。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 引き続き一般4ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般5ページ。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私、商工費の観光費、そうべつ情報館運営事業で商工観光課の情報館配置に伴う予算の組み替えということでお聞きしたのですが、これを今まで総体の職員数からいけば役場で結果的におさまっていたものが情報館に別世帯を構えるということになると、経費的な面では多少多くかかるのではないかと。ですから、その辺で組織を分かれるといいますか、情報館のほうに配置した特別な理由があるのかどうかお聞きしたい

と思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

そうべつ情報館管理運営事業で通信運搬費が10万円、複写機借り上げ料が50万円で合計60万円の歳出補正をさせていただいているところでございますが、この費用が本庁舎にいたときと比べてどうかというご質問であろうかと思いますが、実は本庁舎に移転する前の平成29年度からさかのぼりまして3年間のかかった経費、これを算出根拠にしてございまして、8カ月、8月から3月の年度末までの使用するであろうという費用は当初から情報館でかかったであろうという費用を総務費のほうから減額させていただいて商工費のほうに移させていただいたと、こういう状況でございまして、また人数も3名ということで変わりございませんので、歳入歳出について大幅な乖離は出てこないのではないかと想定してございますし、また同様に経費につきましては引き続き経費削減に努めながら業務を遂行してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 組織機構のことがあったと思いますので、私のほうからその点についてはご答弁を申し上げたいというふうに思っております。

6月の第2回定例会において提案をさせていただいたところでありまして、従来の経済建設課を産業振興課と商工観光課と建設課に分けるということで、その中で商工観光課につきましては8月1日から今ご質問のあった情報館のほうで勤務をしてもらうと、このような体制にしたところであります。その目的、狙いにつきましては、まず観光の拠点であるということと観光協会と情報館の販売部門の指定管理をしている会社というか、組織と一体的に商工観光行政を推進すると、そういう意味合いから情報館に観光セクションがあったほうがいだろうという一つの目的と、もう一つは情報館の役割として緊急時、特に有珠山噴火の災害対応につきましては役場よりもより安全な情報館で、役場機能を移転することも視野に入れた機能を情報館は設計段階から持っていたというふうに承知をしているところでもあり、そうしたことで何らかのセクションが情報館のほうに常駐して事務をしているほうがいいと、このような大きくは2つの理由から今回8月1日以降商工観光課については従前のような形に戻したということでご理解をいただければと思っております。それについて今後も検証を続けていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般２ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第１表、歳入歳出予算補正及び第２表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 66 号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 67 号 令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（長内伸一君） 日程第 10、議案第 68 号 平成 30 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りします。議案第 68 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選

考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に菊地敏法君、副委員長に松本勉君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に菊地敏法君、副委員長に松本勉君を選任することに決しました。

◎報告第4号

○議長（長内伸一君） 日程第11、報告第4号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私は、有限会社壮瞥町リサイクルシステムについてお伺いしたいと思います。

この決算書類審査は、今後ありますけれども、その内容は確認させていただきますけれども、まずはこの経営状況の報告の中で今期堆肥原料、副資材受け入れは計画量の50%、販売量についても計画量の50%ということで説明がありましたけれども、この受けとめ方と改善に向けた考え方、対策はどのように考えているのかが1点目です。その中で31年度に向けた堆肥の在庫量も含めてお伺いしておきたいと思います。さらに、販売金額、町の歳入予算740万円に対して、実績では669万8,030円となっております。これについても計画に近づいた実績ではあると思うのですが、今後の見通しについてもお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

堆肥センターの販売計画量、実績に関しまして、計画量2,500立方メートルに対して実績販売量が1,246トン、計画販売額が740万円に対して実績販売額が669万8,030円という平成30年度の実績で、達成率といたしましては約50%という部分に関しましては、今ご指摘のありましたように決して高い実績ではない、低い達成率であるかなと感じているところであります。

今後の見通しにつきましては、これは販売量をふやしていくというようなことを考えなければなりませんが、そのためには町内の農家さん、営農されている方々の支援を図りまして農業の規模拡大のお手伝いをしながら農業振興を充実していくというところで使う堆肥の販売をふやしていただき、販路の拡大につなげていければと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 堆肥センターの活用でございます。

まず、在庫のこともお聞きされていたと思うのですが、確かに在庫の関係あるの、あれなのですが、きょう具体的なちょっと数字持ってきておりませんので、申しわけございません。

それで、私もこのセンターの社長ということで就任させていただいています。いろいろ今状況調べながらというところでございますけれども、まず堆肥センターの活用については、この堆肥センターというのはやはり土づくりを通じて農業の生産性の向上とか農業振興を図る目的で設置されたのだなというふうに認識していきまして、現在は品質の向上を図りながら、良質な堆肥を製造しているのを私も見させてもらいましたけれども、非常にいい堆肥はつくっているなと思います。それで、販売先もここにも書いてありますけれども、開拓なんかしまして経営的な努力はしているものの50%という数字ですから、稼働率はやはり低いなというふうに思わなければいけないなと。それで、そのあり方とか利用の拡大など考えていく必要があるというふうに私も強く認識しております。それで、堆肥製造という手段だけを捉えて単純に物を考えていくと、やはりちょっと家畜ふん尿の処理というのは畜産経営の中でもそれだけを見た場合にはなかなか採算性のあるものではないなと一般的に言われているものでございますから、農業振興の観点から農業生産における生産性の向上と農産物の加工処理だとか、貯蔵して付加価値つけるだとか、ブランドイメージの展開だとか、そういった付加価値の高い農業生産体制を構築していく中で連作障害の回避とか地力増進の観点から堆肥センターを位置づけて利用を図るなど、そういうことがやっぱり重要なのだなと。ベーシックな取り組みですが、そういうことを地域農業の総合的な、戦略的な展開を図りながら考えていかなければならないのではないかなというふうに思っています。近年は、ブロッコリーですとかタマネギといった畑作的な野菜というのですが、そういうものの生産拡大がこの地域進んできています。そういったものは、やはり生産性の向上とか、特にタマネギなんか地力使うので、連作障害とか出てきますので、そういったときの対応なんかが重要になってくるのではないかなというふうに思われますので、いずれにしても地域農業者の皆さんと関係機関の団体の皆さんと壮瞥町の農業振興策を議論する中で堆肥センターのあり方とか施設の利活用の方向性についてもしっかり議論していきたいなというふうに考えてございますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁終わります。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 内容的にはわかりました。ただ、先ほど課長のほうからの答弁の中で販売量とか肥料の受け入れという部分に対しては町内から支援を求めるといことなのではございますが、今現状でどうなのでしょう。今までの過程として町内からのふん尿とか、畜ふんです、それが受け入れが少なかったために外部からこれを受け入れているわ

けです。そして、外部から受け入れしていてもこのような畜ふんの原料の受け入れも少ないと、計画量の半分にしか至らなかったという内容の中で今後本当に町内の関係者、今副町長からもお話あったように団体とも話、協議なんかさせていただきながら、これふえる見込みというのは、町内からの畜ふんという部分においてはふえる可能性はあるのでしょうか。

また、前に私も一応担当課のほうに昔言ったのですけれども、そういった畜ふんをいただくための協議の中で例えば5カ年とか3カ年の搬入をしていただくとか、そういう契約的なものも今後考える必要性もあるのかなということもあったのですけれども、今後そういう取り組みをどのように考えていくのか、その辺も含めてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） ご答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、端的に言ってこの地域で発生する堆肥の量でということになるとなかなか、逆に全部集めたらこの農地に十分多く、足りないぐらいの量になると思うのですけれども、今は残念ながら町外のものを持ってきて、そういう意味では地域循環というところではその概念がないというような状況でございます。これは、ちょっと繰り返しになりますけれども、やっぱり町内の畜産の方々ともよく話を聞いてみないとなかなかこの場では、できますということも答えられないと思いますし、やはり農業振興全体の中、耕畜連携というのですけれども、そういった体制がどう組めるのか、どれぐらいの規模がいいのかということもしっかり構想を見直すというか、そういったことも必要ではないかなと。要は、この地域の循環利用に身の丈に合ったサイズでどう使っていくのか、僕は単純に今ちょっと採算性の合わない施設だから、すぐ廃止にするということはちょっと避けたいなと実は思っていて、せっかく投資してつくった大事な施設ですから、やっぱりみんながみんなの身の丈で使って、そして地域の農業の中にうまく活用できるような位置づけをいろいろ相談させてやらせていただきたいなと、そういうふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第4号を終結いたします。

◎意見案第1号

○議長（長内伸一君） 日程第12、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 意見案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること、そして森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上であります。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（長内伸一君） 日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により 9 月 7 日から 9 月 11 日までの 5 日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、9 月 7 日から 9 月 11 日までの 5 日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9 月 12 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1 時 27 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和元年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和元年9月12日（木曜日） 午後 3時10分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第68号 平成30年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 報告第5号について

日程第 4 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君

会計管理者

阿 部 正 一 君

税務会計課長

総務課長（兼） 庵 匡 君

企画財政課長 上 名 正 樹 君

住民福祉課長 齊 藤 英 俊 君

商工観光課長 三 松 靖 志 君

産業振興課長（兼） 木 下 薫 君

建 設 課 長 澤 井 智 明 君

生涯学習課長 齋 藤 誠 士 君

選管書記長（兼） 庵 匡 君

農委事務局長（兼） 木 下 薫 君

監委事務局長（兼） 小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午後 3時10分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 佐藤 恣君 4番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第68号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第68号 平成30年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第68号については、9月6日の本定例会において決算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

菊地敏法決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（菊地敏法君） 決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和元年9月6日開催の第3回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第68号 平成30年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを、9月9日から12日までのうち3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第68号 平成30年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、特別委員会の開催、議案第68号を審査するための特別委員会を次のとおり開催しました。総務、経常任委員会の2分科会による書類等の審査を9月9日から10日までの2日間、議案審議を9月12日の1日間。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、議案第68号 平成30年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については、関係書類、支出証書、資料等の審査を実施した中での疑問点、問題点等について質疑

の中で理事者及び担当課長の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中での課題等については、十分な協議検討をされるよう望みます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました議案第 68 号 平成 30 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、菊地敏法。

以上、報告を終わります。

○議長（長内伸一君） 決算審査特別委員会委員長の報告に対して質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本議案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は全て原案のとおり認定すべきものがあります。

本議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号については決算審査特別委員会委員長の報告のとおり原案のとおり認定されました。

◎報告第 5 号について

○議長（長内伸一君） 日程第 3、報告第 5 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 報告第 5 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、決算に基づく 4 つの財政健全化の指標の公表が義務づけられております。今定例会において平成 30 年度の各会計決算が認定されたことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

ページは、91 ページです。平成 30 年度財政健全化審査意見書の総合意見の中では、書

類等はいずれも適正に作成されていると認められること、個別意見につきましても良好な状態であると認められるとの評価をいただいているものであります。健全化判断比率につきましては、4つの指標がありますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率について赤字はありません。実質公債費比率は12.6%、将来負担比率は0.3%です。

次に、平成30年度簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書と次の平成30年度集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書では、いずれも資金不足比率がゼロ以下であること、算定の基礎となる書類はいずれも適正に処理されていると認められること、個別意見につきましても良好な状態であると認められるとの評価をいただいているものであります。

表の中にありますとおり、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準についての指標を記載しておりますので、こちらは参考としていただければと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第5号を終結いたします。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第4、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年辻警町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 3時19分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員